

平成25年第2回にかほ市議会定例会会議録（第4号）

1、本日の出席議員（ 19 名 ）

1 番	村 上 次 郎	2 番	竹 内 睦 夫
3 番	佐々木 弘 志	4 番	伊 東 温 子
5 番	鈴 木 敏 男	6 番	宮 崎 信 一
7 番	飯 尾 明 芳	8 番	佐々木 正 明
9 番	小 川 正 文	10 番	市 川 雄 次
11 番	菊 地 衛	12 番	池 田 甚 一
13 番	奥 山 収 三	14 番	竹 内 賢
15 番	加 藤 照 美	16 番	伊 藤 知 市
17 番	佐 藤 元	18 番	齋 藤 修 市
19 番	佐 藤 文 昭		

1、本日の欠席議員（ 0 名 ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 正
教 育 次 長	武 藤 一 男	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	柳 橋 稔	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総 務 部 総 務 課 長	齋 藤 隆	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	防 災 課 長	須 田 一 治
税 務 課 長	齋 藤 洋	市 民 課 長	佐 藤 克 之
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子	福 祉 課 長	佐 藤 次 博
農 林 水 産 課 長	伊 東 秀 一	観 光 課 長	佐 藤 均
建 設 課 長	佐 藤 信 夫	教 育 委 員 会 総 務 課 長	齋 藤 義 行
学 校 教 育 課 長	高 野 浩		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第4号

平成25年3月6日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第4号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は19人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので、注意してください。

順番に発言を許します。

初めに、4番伊東温子議員の一般質問を許します。4番伊東温子議員。

【4番（伊東温子君）登壇】

●4番（伊東温子君） おはようございます。今日はトップバッターで質問させていただきます。よろしく願いいたします。

質問は、にかほ市における風力発電施設建設に関するガイドラインについてです。

にかほ市における風力発電施設に関するガイドラインが策定されました。

震災後の風力発電の伸び悩みを受けて、送電網の拡充が求められ、秋田県沿岸も重点地区に指定されました。今後、にかほ市もこの事業が活発化していくものと思われれます。

ガイドラインが、にかほ市の環境保全のために大きな役割を果たすことを期待して質問させていただきます。

まず初めに、①番、ガイドラインの策定の経緯と経過についてお伺いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。それでは、伊東温子議員の御質問にお答えをいたします。

ガイドラインの策定の経緯と経過についてでございます。

本市では、平成13年に仁賀保高原で15基の風力発電が建設されて以来、現在18基の風力発電施設が建設されて稼働しているところでございます。

また、全国的にも風況がよい地域であることから、現在数箇所風況を継続するポールが設置されている状況でございます。

国としても送電網の整備など積極的に再生可能エネルギーを導入する動きがあることを踏まえますと、今後も本市での建設を希望する事業者が増える可能性があると考えております。

そこで本市では、乱開発を防止し、観光資源でもございます鳥海山や日本海などの景観の保全、そしてそれから生まれる産物を損なうことがないように、今年の1月に風力発電施設建設に係るガイドラインを策定したものであります。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） このガイドラインは、誰がどのようにして策定したか伺いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） これは質問の事項になるかよく分かりませんが、誰がどういうふうな形でつくったのかという、ちょっとそれは今の一般質問ではなじまないのではないかなと私思いますけれども、もしその点、これは職員が提案して最終的に私が決裁してつくったことになりまから、そういう形で御理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） それではもう一度お伺いします。

このガイドラインは、にかほ市のどこの部局でつくられたか、何日から何日までの間に策定されたか、時間的なものと、その部局についてお伺いします。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） それについては、担当の部課長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） それではお答えいたします。

先般の定例議会で伊東議員から質問があった際にお答えしておりますけれども、平成24年度といえますか昨年一年かけていろいろと素案を吟味しながら年明けの1月8日に交付したというところがございます。所管としては企画情報課になります。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 企画情報課で平成24年、一年をかけて策定したということです。にかほ市では平成23年度に報告書が出ていますけれども、にかほ市地域新エネルギービジョンというものがありますけれども、このビジョンを踏まえられてつくられたのかどうかですね。それとこのビジョンの中には新エネルギーの導入プロジェクトを推進するための推進母体が必要であると。（仮称）にかほ市新エネルギー推進協議会を設置するとあります。ここで重点プロジェクトを推進していくための具体的な検討を行うとありますけれども、この協議会ですね、これは設置されているのでしょうか。そして、この策定に関して関与していますか。

●議長（佐藤文昭君） 企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 新エネルギーに関する推進協議会は、現在のところ立ち上がっておりません。

ガイドラインの趣旨といたしましては、市長が今申し上げたとおり、環境の保全の立場で策定したものでございまして、市が自主的に、主体的に導入事業を進めるといったものとは少し違いました、事業者がこの地域に風力発電施設を事業展開したい、建設したいといったものについて環境保全の立場から共存共栄が図れる方向としてガイドラインに沿った形で進めていきたいというのがガイドラインの趣旨でございます。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） ガイドラインというのは、例えば風車建設、風車の電力施設の建設は非常に景観やら環境を壊すというか、阻害するものがある、それを守るためのものであると思います。それに伴いましてですね、やはりその市独自の基準であるべきかと思えますけれども、そういうところの考慮がどのようになされていったのかですね、やはりこの協議会のようなもの、策定委員会のようなもの、そういうものを立ち上げて市民の声、それからいろいろな関係団体の声を聞いてつくるべきではなかったかと思えます。せっかくこの新エネルギービジョンというものが平成23年の2月に報告書として出されているのですから、そしてまた、市では推進していくとっておりますので、そういうプロジェクトに向けてのその体制づくり、そういうものがあってしかるべきだと思います。そして、もしなければ、そういう策定委員会のようなものが必要だったのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） ガイドラインの策定については、やはり行政としての指導、その役割の中でのガイドラインとして策定したわけですから、私はいろいろな形で市民の意見を聞かなければならないというものとは、質が違うのではないかなと思います。やはりある程度の基準の中で市民とのその対事業者とのトラブルとかなないように事業を進める、あるいは景観を阻害しないように進める、これ行政の役割として基準を定めたものでありますから、その点については御理解をいただきたいと思えます。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 全国的に風車建設に対するこのガイドラインというものが出ております。やはりにかほ市独自のその取り組みというか、そういうガイドラインが、にかほ市独自のものがやはり必要だと思うのですけれども、いろいろな意味で余りこの独自性というんですか、守らなければいけないものをきちんと明確に出していないような気がするんですけれども、やはりその環境とか景観、景観もそうですし、自然の資源というのも、市民もそうだし、にかほ市共有のものだと思うんですね。共有の固有の財産だと思うんです。資源だと思うんです。それを使ってやるために、どういうふうなものを守っていかなければいけないのかとか、エネルギービジョンのほうでも何というんでしょうエネルギー導入、それはあくまでも地産地消的に市民のための、市民による市民のためのそういうエネルギーということをやっているわけですね。それを市民でないという、ちょっと言い方ははばったんですけど、にかほ市の場合は市住民以外の方が。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員、ガイドラインについての質問ですので、ガイドラインについての質問を簡潔にお願いします。

●4番（伊東温子君） やはりそのガイドラインに独自のものを盛り込んでいくべきではないかと思うんですけど、いかがですか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） にかほ市のガイドラインですから、にかほ市としてのいろいろな特性を踏まえてのガイドラインをつくったつもりです。ですから、当然ながら国定公園とか農業振興に関する法律とか、いろいろな法律を踏まえながらにかほ市としての独自のガイドラインというふうにして策定したつもりでありますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） それでは、②番の質問に移らせていただきます。

にかほ市には文化財やすばらしい景観があります。風車建設に適したエリア、望ましくないエリアがあると思います。エリア選定は考えられなかったのでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） エリア選定についての御質問でございますけれども、前段でも申し上げましたように、鳥海国定公園なら鳥海国定公園、それから天然記念物なら天然記念物、あるいは農業振興地域の整備に関する法律など、開発できないところいろいろあるわけですよ。当然国定公園などの場合は、景観を阻害しないような形の中でのものを当然考えていかなければならないし、開発はまずほとんど無理と、大きい開発は。そういう状況を踏まえてガイドラインをつくったわけがありますので、特別この区域は振興しましょう、この区域はだめですよ、法的手続がなくても、法的規制がなくてもだめですよというエリア選定はしておりません。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） エリア選定についてですけども、ガイドラインを策定するときに酒田市、遊佐町のガイドラインを参考にするというような話を伺った記憶がありますがけれども、遊佐町とか酒田市では非常にすっきりしたガイドラインが出ているわけです。それはなぜかということ、エリア選定にあると思います。

風車発電施設の建設が、酒田市の場合は可能な区域、建設に当たって調整を要する区域、建設が好ましくない区域、3区域に分けています。好ましくない区域とする理由、1. 日本一の飛来数を誇る白鳥の飛来ルートや、落穂拾いのルートにあたるため、風車への衝突（バードストライク）に配慮する。2. 庄内平野のシンボルといえる美田景観への影響を考慮する。3. 庄内平野から見た出羽丘陵など、重要な視点上からの景観に配慮したものとすること。4. その他、周辺町からの景観にも配慮する。

遊佐町のほうでも、やはりその可能な区域と好ましくない区域というものを分けていて、平野部や山間地を建設が困難な区域とする理由として、1. 鳥海国定公園内はもちろん、シンボルといえる鳥海山眺望など重要な視点からの景観に配慮、2. 庄内平野の美田景観への影響を考慮、3. その他、

周辺からの景観に配慮などあります。

確かに市長が言われたように、国定公園もあるし、天然記念物象潟もあるので、そこは、そういうエリアにはつくれないし、それは守れるから大丈夫だということだとは思いますが、1996年に天然記念物象潟保存管理計画報告書というものが出ています。この中にですね象潟というものその保存体制について書かれたところがあります。「今回策定された保存管理計画は、単に風景鑑賞のためのものではない。象潟は、象潟に住み、象潟を愛し続ける町民の生活環境と古来より受け継がれてきた象潟に独特な風景を生かし、象潟の歴史や個性を尊重した独自の景観を創造し、まちおこしの起点として象潟がほかならぬ象潟であることを広く示す第一歩である」こういうふうに書かれています。その天然記念物象潟を守ればいい、国定公園を守ればいいという話ではないと思うのですが、それと、きのう、市長はジオパークの世界認可も踏まえていると、きのう話されましたけれども、そういう視点から見ても、やはりこのエリア選定というのはなされるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） ガイドラインというのは行政指導しかないわけですよ。これはこっちのほうで指導して、その指導をきかないとなれば法的根拠でそれを阻止する方法はまず今のところないわけです。ですからね、お互いに信頼関係の中でいく話であって、例えば九十九島の真真中に風車建てるなんていうのは、行政でいいというわけがあるわけないでしょう、まず。エリアを特別決めなくても。やはりね、市民の皆さんの利益を損なうような形のを我々はやはりできないんですよ。ただね、全部が全部という形には、全部の市民の皆さんが考えること、総意でそのものをやり遂げるといふことは、なかなかやはり難しい。今、伊東議員が言っているのは、恐らくは今の三藤の形の風車の反対の立場からそういうことを言っているんだと思うけれども、それなりにも例えば今のガイドラインでもあれ1キロメートル下だっけか——住宅から1キロメートルまで離すと、今までの500メートルだと、ちょっとまた見直しもやっているんですよ、後から。ですからね、住民の皆さんと利害関係を争うような形には決してならないように、我々は行政の指導の立場としてガイドラインをつくったのであって、私は特別エリアをつくらなくてもいいのではないかなと思っています。ただ、庄内は庄内のああいう平野ですから、あるいは今は変わって白鳥のあの飛んでくるのも今、餌をやれないような状況になっていますしね、それはその当時の向こうのほうの考えですから、それに全部あわせていく必要は私はないと思っています。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 決してあの三藤エネルギーのその風車に対して反対という立場で申し上げているのではなくて、やはり先人たちが苦勞して奇跡的に残ったこの美しい景観ですね。そして、市長も一緒に出席されたと思うのですが、佐竹秋田県知事がある会合の中で、ここは奇跡的に残ったというか、西武の元の社長の堤さんに言わせれば、手つかずの自然、資源が、鳥海山からこのすそ野まで広がった日本で最後の観光地と、そういうふうにしておっしゃられましたよね。これをですね、どういうふうにして、これから次世代にも受け継ぎ、それをどのようにして生かしていくのかというのは本当に大きな、にかほ市に課せられた、私たちに課せられた責務だと思うんです。

そういう意味で、その個々のものを守るというのではなくて、やはりそういうせつかく奇跡的に残ったそういう資源とか景観とかそういうもろもろのその、もう精神も含めてですね、そういうものを守っていかなきゃいけないんじゃないかと、そういうふうに思うのでありますけれども、いかななものでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 共存共栄という形の中で、何も手をつけないという形にはいかないと思いますよ、これからも。今、高速道路も延ばしているし、それもだめだ、景観が部分によっては、誰かから見れば景観が損なうから高速道路もだめだ、何も手をつけることだめだというのであれば、これはなかなか難しいと思う。私だってあの風車だって景観に合うような形になると思うんですよ、あの仁賀保高原など見ても。風車と自然、あの自然と私はよくマッチしていますなど私は思うんですけどもね、それは一人一人の考え方の違いだと思います。私はそれなりに市民の皆さんの意見を聞きながら、守るところは守りながらも、やはり市民の皆さんの利益になるような形のをこれから施策として進めていきたい、そういう思いです。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 住みたいまちにかほを目指してつくられた新エネルギービジョンではありましたが、やはり一番の問題は市民の安全・安心だと思います。これも風車に関して言いますと、やはり日本には風車は余り適さないんじゃないかと思うんですね。その理由として、ヨーロッパとは違って風車にやさしい風土ではないということ。地形の平坦、風を遮る、安定した風が吹く。デンマークなどでは最高標高が173メートルです。風車の長い羽を運ぶのも簡単だ。一年を通して偏西風が吹く。風の向きも変わらないので、制御するコンピューターがいらないと。日本はそれに比べて、ふだんの平均風速は大きくないのに、台風のときだけ強烈な風が吹く。山がちの地形なので風の向きの変動が大きい。雷が多い。風の強い地域が多い。地震が多い。これにもってきて外国製のそのドイツとかデンマーク、そういったところのその風車を持ってきているわけですね。今はまだ国産のものがすぐ手に入る時代にまだなっていないので、やっぱり地形に合ったものでないという、こういうことをどのように考えていますか。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前10時26分 休 憩

午前10時27分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

●4番（伊東温子君） これらの弊害があるので、ガイドラインというものがなきゃならないと思います。それで、これをどのような形でクリアしているのか、やはり聞かせていただきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 何を答えればいいのか分かりません。何を答えればいいのか本当分からないで

す。今、デンマークの話とかそういう話出たけれどもね、ガイドラインとはやはりまるっきり私は関係のない話ではないかなと思いますよ。だって答えようがないですもの。風車が悪いとか何だかって、今、国策で、あるいはいろいろな形で進めているものをね、これを私が否定するわけにもいかないし、答えようないんじゃないですか、あなたの質問に対しては。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） やはりこれは大事な問題だと思います。だって住みたいまちにかほ市、その安心と安全を守るのが、やはり市の役目ではないのでしょうかね。こういう問題があるということで基準が出されていると思うんです。どういうふうにしてにかほ市独自として、そういう安心・安全を守る項目があるのか、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午前10時28分 休 憩

午前10時29分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） やはりエリア選定ということにつながるんですけども、例えばこういう風車を導入した場合に、風によってその部品が飛んでしまったり、折れてしまったり、事故が起きたり、騒音がひどかったり、それから低周波、そういう問題も出ているわけですよ。その中でお聞きしたいのはですね、その事業が終了して撤去するときに、誰がどのように撤去していくか、そしてその費用は莫大なものだとされていますけれども、それをどういう形でやるように指導するのかということをちょっと聞きたいです。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 担当の課長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 風車の撤去についてということによろしいでしょうか。もちろん設置事業者が撤去することになります。事業者においては、当然採算性を考慮しまして、ランニングコスト等に撤去費用を見込んだ形で事業計画を立てることになりますし、立てております。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 例えばその風車建設、電力を起こしているときにですね、基金みたいな形で積んでいただくというようなことはできないもののでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 今の御質問で、市がとやかく言う話ではないとは思いますが、事業者は当然撤去まで踏まえて事業計画を立てることになりますので、そういった取り組みも場合によってはあるのかなとは思いますが。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） やはり故障してそのままオブジェになってしまったり、撤去されないで市が、その自治体が撤去しなければならないようなものもありましたのでお伺いしました。

それでは③番の質問です。ガイドラインの中に市は必要に応じて専門家等の意見を聴取することができると思いますが、そうした意見や各種関係団体から事業者が得た意見等を住民や市民が共有する場はないのですか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 専門家や各種関係団体からの意見を市民が共有する場はないのかという御質問でございます。——こうした御質問にはすぐ答えることができるんですけども、分かりやすく質問していただければ大変ありがたいです。

市が専門家に対して求めた意見の内容については、自治会等の必要に応じて公表することを検討しております。また、各種関係団体から事業者に出された意見については、ガイドラインの中で市に対しても説明を行うことになっておりますので、これについても公表する場を検討してまいりたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） やはりこういう風車電力のみならず、自然エネルギーに対して市民はまだまだ勉強の場が少ないような気がします。本当はこのにかほ市地域新エネルギービジョンという立派なこの報告書の中にも、その勉強の機会ということが非常に述べられています。勉強会を開催しなければいけないのだと。これがまず今まで行われてこなかったというので、やはりこれからでも遅くないので、やっていくべきかと思えます。

それから、次の質問です。④事業者は住民の意見で環境影響評価方法書を書きかえた場合、何度でも説明会を開くことになるのか伺いたいと思えます。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 住民の意見で環境影響評価方法書を書きかえた場合、何度でも説明会を開くのかという御質問でございます。

まずお知らせしておきたいのは、今、企画情報課の窓口で三藤エネルギーが2ヵ所で計画しております風力発電施設に関する環境影響評価報告書の縦覧を行っております。この方法書に関しては、意見がある場合は3月29日まで、事業者である三藤エネルギーに対して意見書を提出することができます。こういう三藤エネルギーばかりじゃなくて、これからいろいろな形で事業を進めた場合に、事業者に対して出された意見については環境影響評価書の方法を見直す場合も考えられるわけであり、その場合については、評価した結果、見直した結果についても、いろいろこちらのほうに回答をもらうことにしておりますので、その評価案、見直しをされた評価案ができた段階においては、住民説明会を行うようガイドラインでも定めているわけであり、したがって、要望があれば事業者側においては、風力発電に関する勉強会なども開催したいということでございますので、

こうした機会を通してですね風力発電に対する理解を深めていければありがたいなというふうに思っています。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） 事業者側からは事業説明とか計画説明が住民の方たちにあるわけです。そうでない勉強会も必要かと思うのですけれども、そういった機会をこれからもつくっていただけるものでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 担当の課長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） その勉強会ということでございますけれども、新エネルギーに関する勉強会の計画は、今現在は持っておりません。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） これからもそういう勉強会はやられないのですか。

●議長（佐藤文昭君） 企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 導入に当たっての御質問かと思うんでありますけれども、市が主体的に導入する事業というのを計画しておりませんので、その意味では、そういった勉強会を計画はしておりません。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） いや、導入に向けてだけじゃなくて、さっき言ったビジョンの中に、こういう勉強会によってその住民のあれを啓発していくというのがあるんですね。それがもう行われてこなかったわけです。だからそういうものを、これからも取り入れていけるのかどうか、やっていくのかどうか、それをちょっとお聞きしたかったのです。

●議長（佐藤文昭君） 企画情報課長。

●企画情報課長（齋藤均君） 新エネルギービジョンについてということであると思っておりますけれども、昨日の一般質問の中でも紹介しましたがけれども、市民アンケート等取っております。その中では、この地域に導入がふさわしいエネルギーとして風力が1番、太陽光が2番ということで、圧倒的に多いわけございまして、理解度も高いわけです。そのほか、市民の要望といたしましては、公共施設等への導入ということで、それを踏まえた形で教育の現場、あるいは仁賀保体育館等に太陽光発電、こういったものを導入するというようなことの一環を行っております。

なお、アンケートでは小学6年生と中学3年生を対象にやりましたけれども、この中でも100%の回収率ということで、新エネルギーに関する関心、それから認知度は非常に高いなという結果がございまして。そういった意味では、新エネルギーに関する勉強会というのは、単に勉強会ということであれば何を目的にということになりますけれども、必要があれば開催も検討していきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 伊東温子議員。

●4番（伊東温子君） すみません、ちょっと外れましたけれども、その勉強会ということは、これ

からも続けていく必要があると思います。今、日本海側のほうにも新たなエネルギー資源が見つかっておりますし、これからどんどんこのエネルギー問題というのは人が生きていくのに、もう欠かせないものだし、そういうことの勉強会はぜひ必要なものだと思います。

●議長（佐藤文昭君） 伊東議員、質問の趣旨に沿っていませんので、簡潔にお願いします。

●4番（伊東温子君） はい——ということで、なるべく市民の方たちの声を聞いて、安心・安全で未来にずっと続くそういうエネルギーの何というんでしょう、継承というんですか、そういうものを続けてほしいと思います。よろしくお願ひいたします。終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで4番伊東温子議員の一般質問を終わります。

所用のため、55分まで休憩といたします。

午前10時41分 休 憩

午前10時55分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番市川雄次議員の一般質問を許します。10番市川雄次議員。

【10番（市川雄次君）登壇】

●10番（市川雄次君） それでは、私のほうから大きく1点について一括質問で一般質問させていただきます。

一つ懸念されることは、時間が1時間はまずもたないということですので、なるべくもたせるように頑張りたいと思います。

災害への取り組みとその検証についてです。

まず、市は、行政の最大の役割の一つである住民の生命と財産を守るための取り組みとしていろいろな災害への対策を計画し、実効性あるものに常に改善し続けていると思います。そこで、今回の一般質問では、災害対策として行っている施策の検討作業について、まず幾つかの事例をもとに検証できればと考えおります。ここが一般質問の骨格ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

1番目です。津波避難体制の見直し作業についてです。まだ、途中経過だとは思いますが、質問させていただきます。

平成24年12月28日に秋田県は地震被害想定調査に係る津波関連データを公表しました。このデータは、東日本大震災が連動地震であったことを踏まえ、これまでの過去の経験値から今回想定した最大クラスの地震・津波が発生する可能性は極めて低いとしながらも、連動地震が発生した場合の最大クラスの衝撃とも言えるほどの津波想定を示しております。

市では、公表されたこの数値をもとに、津波と避難について先月24日に地域防災計画の見直しに係る市民会議を開催しております。

そこで、この会議では具体的にどのようなことが話し合われ、どのようなことの見直しの必要性が強調されたのか、まだ途中経過だとは思いますが、このことについて話し合われた内容について、

まずはお伺いしたいと思います。

2番目、災害対策本部設置運営訓練の結果と検証についてです。

実のところ最初の一つ目の質問ですが、この答えを明確に出すために有効だと思われるのが、この図上訓練だと思っております。一昨年、私ども会派では、災害見舞いを兼ねながら松島町を訪問させていただきました。その際に大震災の実際と同町の対応についてお話をお伺いさせていただく機会も同時にあわせてお受けさせていただきました。

そこでお話ししていただいたことのうち特に印象に残ったのは、「震災前に行った図上訓練が実際の震災に極めて有効に機能した」との言葉でした。

昨年の11月21日、にかほ市でも本格的な図上訓練が実施されました。訓練方式については、防災アドバイザーの助言をもとに実施されたようではすけれども、実際の訓練結果はどうだったのかとか、そこから何が見えたのか等について、その結果検証されていると思いますので、それをお伺いしたいと思います。

3番目です。12月6日の爆弾低気圧への対応です。

昨年の12月6日の爆弾低気圧に対し、市は高潮被害を警戒し、午後2時に避難準備情報を発令しております。これにあわせて各小・中学校では、午後3時前に学校から子供たちを集団下校させております。

1番目、今回のこの対応について、①どのような手順であったのか、マニュアル等はどうか、②避難準備情報発令後の集団下校の意思決定、これについては例えば教育委員会で統一したものであったのか、それとも学校ごとだったのか。③それ以後の推移をどのように捉えた上での決定だったのか。

2番目、次にですね、12月6日午後1時50分に避難準備情報が市全体に発令されておりました。高潮被害への対応とのことでしたが、①どの地域の住民を対象に行ったのか、②その地域の人への周知はどのように行われたのか、③そのときに果たした自主防災組織等の役割については、どのようなものであったのかについて御答弁をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、市川議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、津波避難体制の見直し作業についてでございます。

1月24日に開催いたしました市民会議では、県から示された津波浸水想定の見直し結果を反映させて図面をもとに、委員を旧町ごとにグループ編成して議論をしていただきました。その内容等については、担当の部課長等からお答えをさせます。

次に、災害対策本部設置運営訓練の結果と検証についてでございます。

11月22日に行いました図上シミュレーション訓練は、にかほ市としては初めて実施した訓練でございましたけれども、訓練によってさまざまな課題がございました。

まず一つ目は、殺到する情報の整理であります。情報整理の優先順位（トリアージ）をつけずに重大な事案を対策本部に報告することがおくれたというような事例、あるいは簡単な事例ですけれ

ども、全くこれを報告しなかった事例などがございました。

情報には無視していいものはございませんけれども、被害を拡大させる恐れがあるものなど、緊急に対策を講じなければならない事案を最優先に考えていかなければならないと思うところであり
ます。

二つ目は、他の班との連携でございます。自分の班では解決できない事案を担当の班に引き継ぐ
ときの連携になりますけれども、今回使用した情報整理様式を参考にした紙で行うのか、あるいは
防災GISなどを活用するかによって、情報の共有や集計のスピードが違うことになるわけであり
ます。できるだけ短時間で被災状況をまとめることができれば、その後の救助や復旧のスピードが
早くなりますので、非常に重要なことであると、そのように感じたところでございます。

それから、三つ目は災害状況をイメージできるかということです。今回の想定では、平日の日中
に大きな地震が発生したというもので、地震の震源は秋田沖、マグニチュード7.3、震度6強の揺れ、
後に津波警報が発表されたというシナリオでございました。このような状況から、さまざまな災害
のイメージをもって重大な事案を見逃さないという着眼力と申しますか、想像力を身につけておく
ことも大事だと思っております。そのためには職員一人一人がにかほ市の特性、地形、そういうも
のもやはり頭に入れておくことによって、このくらいの津波が来ればこのあたりが一番やられるな
というそういうイメージを描きながらですね対応していくことが、これからの訓練では非常に大切
ではないかなと、そのように思っております。

そうしたことを踏まえて、これからできるだけ多くの職員の参加を得ながら訓練をしていきたい
と思っておりますけれども、今回の場合はおおむね50点ぐらいの採点かなと、そのような状況でございま
す。

それから、爆弾低気圧に係る質問等については、担当部長等がお答えをいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、一つ目の津波避難体制の見直し作業についての答弁をいたし
ます。

これにつきましては、24日に開催したわけでございますが、初めに秋田県地震被害想定調査見直
し結果について40分ほど、秋田大学の地域創世センター地域防災部門准教授鎌滝先生の解説を交え
ての講話がありました。鎌滝先生は今回の津波被害想定調査委員会では、津波部会に所属しており
ました。その解説を交じえたお話がありました。その後、グループディスカッションということで
40分ほど時間を割きました。これにつきましては、津波浸水域等の見直し結果をもとに、新たなハー
ド・ソフト対策についてそれぞれグループ討議をして意見をまとめてもらうというようなことで進
めたわけでございますが、その方法としては、Aグループを象潟地域、Bグループを金浦地域、C
グループを仁賀保地域というようなことで、23名の委員に私たちも加わりましてグループ分けに参
加したものでございます。その後、グループ発表ということで15分ほどしてございます。その後、
津波避難体制についてということで20分ほど、にかほ市防災アドバイザーの日野宗門氏の助言、あ
るいはアドバイス等をいただいたところでございます。その会議の中で3地域に分かれたグループ
ディスカッションでございまして、見直し結果をもとに新たなハード・ソフト対策についていろい

る議論をしたわけですが、グループ討議では大多数の皆さんが浸水域の広さ、あるいは浸水深の深さに驚いている様子でございました。地域によって異なる避難路や避難場所の確保、あるいは災害時要援護者の避難体制の確立、繰り返し行う訓練や防災教育などの重要性、あるいは必要性を感じられているようでもございました。

また、津波の到達時間につきましても示したわけですが、あくまでも想定であり、震源の位置が陸側の近いところであれば、想定をはるかに上回るスピードで津波は襲ってくるようになりますが、防災アドバイザーの日野先生からは、釜石の奇跡から想定にとられるな、想定を信じるな、それから率先避難者になれ、最善を尽くせ、この三つの重要性を学びました。秋田大学の鎌滝先生も市民説明会で繰り返しこのことを訴えておりました。災害は防ぐことはできませんので、防災から減災につながるソフト面の充実を図ることが最も効果的であることを学びました。正しく災害をイメージできて、自分の命は自分で守ることができる、その結果、地域の人、そして地域を守ることができること、防災意識を常に持ち続けることが減災にもつながることも学んだところでございます。このような市民が一人でも多くなることを願ひまして、委員の皆さんには市民を代表する防災、あるいは減災の理解者となっていただくことを改めて強く望んだ次第でございます。

続いて、12月6日の爆弾低気圧への対応でございます。

12月6日の秋田地方気象台が発表した内容でございますが、11時9分に暴風雪・波浪・高潮警報が発表されまして、潮位は最大で1.5メートル、最大風速が陸上で20メートル、波の高さは9メートルの予想でございました。この状況を総合的に判断しまして、4月3日のような被害が予想されたために、14時に避難準備情報を発令しました。この10分ほど前には防災安心メールで同様の情報を発令しております。

次に、3番目の二つ目になりますが、避難準備命令は高潮被害への対応とのことということでございますが、一つ目、どの地域の住民を対象としていたのかということでございますが、被害が予想されたのは高潮だけでございまして、暴風雪によるものも予想されましたので、全市民、市内全域について対象に、高齢者の方々が明るいうちに避難できるよう早めの対応をとったものでございます。

それから、二つ目のその地域の人に的を絞った周知はどのように行われたかということでございますが、ただいま申し上げましたとおり全市民を対象としていましたので、特に地域を絞った周知はしてございません。ただ、沿岸の自治会長には4月3日のような被害が予想されるということを電話で連絡しております。

それから、三つ目のそのときに果たした自主防災組織の役割でございますが、個々の自主防災組織、または自治会長に電話連絡いたしまして、市が避難所を開設したことの周知や住民から要請があった場合、自治会館を避難所として開設していただくように、このようなことも依頼しております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） 市川議員の12月6日の爆弾低気圧への学校での対応ということですが、

まず基本的には市の教育委員会として大筋の対応をするそのマニュアルみたいなものはあります。ただ、基本的には、大筋を出しながらも各学校によって、みんな立地条件等違うんです。したがって、各学校の対応になります。その際、学校で対応する場合に、まず子供の安全を第一に、これがベースになります。そして正確な情報収集、それから最悪の場合の想定、そしてそれをもとにして先生方の協議、最後は校長の判断と、こういうことになります。詳細については次長が申し上げます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 教育委員会では異常気象や自然災害等への早期対応のために、各校に対して的確かつ正しい情報を提供しています。また、各学校での危機管理意識の向上と児童生徒の安全確保のため、報告用紙等のファイルを市内各全小・中学校へ配布し、それを活用して各校の安全確保のための対応状況の把握を行っております。12月6日の暴風雪・波浪警報が発令されたときにも情報提供と暴風への対応を各校から報告してもらっております。

3の【1】の①どのような手順であったのか、それからマニュアルはどうだったかということですが、地震・津波、火災に対するマニュアルはありますが、高潮、台風、大雪、大雨などの自然災害への対応は市内の各小・中学校では、自校の日課や地域の自然状況、気象状況等を総合的に判断して、児童生徒の安全確保のための対応策を講じております。

12月6日の暴風雪・波浪警報を受けて、次の手順で対応しております。市の教育委員会では、12月6日11時ころ、各学校に気象情報を提供して学校の対応について午後1時30分まで報告を依頼しました。学校では、その情報を含め午前中から天気予報等で情報収集しています。お昼ころには管理職及び関係職員で協議し、何時に下校させるか、また、下校の手順はどうするかなどを決定した上で市教育委員会に報告しております。その結果、小学校については、ただいま教育長がお話しましたけれども校長判断ですけれども、まず小学校の低学年だけでの下校を避け、低学年の下校時間である5校時終了にあわせて高学年と一緒に下校させた小学校が3校、これは象潟、上郷、小出でございます。それから、スポーツ少年団の活動をやめて、通常どおりの6校時終了後に下校させた小学校、これが上浜でございます。それから、PTA参観日等で保護者が学校にいたために緊急にも対応できる等のことから、通常どおり日課を行った後で下校させた小学校が3校、これが平沢、院内、金浦でございます。いずれにしても下校指導を行った上で担当職員が引率したり巡回指導を行ったりして下校させております。それから、バス通学の児童に対しては、バス停まで引率して乗車させ、その後地域を巡回しております。中学校については、部活動が終了する時間帯には風の状況が悪化する可能性があるかと判断しまして、部活動を中止し、下校指導を行った上で、バス通学生徒については時間まで学校で待機させ、それ以外の生徒については一斉に下校させております。

それから、②の避難準備情報発令後の集団下校の意思決定の過程ですが、市が高潮被害警戒して午後2時に発令した避難準備情報を受けて下校の決定をしたものではありません。高潮を警戒して集団下校させたのではなく、気象庁が早朝に出された暴風雪・波浪警報を考慮し、前日からの気象情報及び市教育委員会からの情報や学校対応の状況調査依頼を受けて、管理職及び関係職員で話し合い、先ほどお話しした過程を経て意思決定したものです。いずれにせよ学校の危機管理は最悪の状況

を想定して、最終的には各校長が判断するものでございます。

③の、それ以後の推移をどのように捉えた上での決定だったのかということですが、気象庁の天気図やニュース等で爆弾低気圧について状況を把握し、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事などで最悪の場合を想定して、以後のことを決定しました。風は夕刻に近づくにつれ悪化傾向があると判断し、天候が大きく崩れないうちに早期対応すべく各校にて決定しました。各校によって状況は違いますので、子供の集団下校が可能であるか、保護者から迎えに来てもらわなければならないのかが判断の基準になろうかと思えます。

また、翌日には暴風に伴う措置状況をファックスで各学校から教育委員会総務課のほうへ報告を受け、状況把握も行っております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 市川雄次議員。

●10番（市川雄次君） では、再質問をさせていただきますが、少し入り乱れるかもしれませんが、よろしくお願い致します。

まず1番目の質問に対する再質問ですが、これは実はきのうの同僚議員の一般質問で——鈴木さんですね——多くのことが理解できておりますので、一つだけ再質問させていただきます。

それはまず、住民自身による避難行動のあり方についてです。さきの東日本大震災においても実際の場面では、住民個人個人の避難行動が生死を分けたことは、いろいろな検証番組等を見ても明らかであります。市では避難タワーの建設や高台の整備、避難路の確保、ハザードマップや日ごろの啓発活動など、ハード及びソフトの区別なく今後もそのための努力をされていくということで、その予算化もされているということは理解しております。

そこで、先般発表された県の津波被害想定の中で特に注目すべき点は、きのうのお話にもありましたが、やはり津波浸水が予想される世帯及び人口——参考値ですけれども——です。これによれば、にかほ市の総世帯の48.8%、人口の約48%、1万3,000人ぐらいが対象になり得るとされています。最大津波が到着するまでの予想時間が29分、50センチメートルの津波が約16分で到着するとされています。そこでですが、避難路の確保もさることながら、避難経路についての標高標示、これも重要になってくるのではないかと思います。低いところをずっと逃げるということではあってはならないと思いますので、その部分について今回の予算説明の中でそういうことを意味しているのかなという当局の説明もありましたけれども、ここら辺をちょっと明確にしてもらいたいと思います。

また、ともすると群集心理というものも働くと思います。言わんとすることは、同じ避難経路に多くの住民が集中してしまうのではないかと、大混雑が起こり得る場合もあるのではないかと。特に高台までの奥行きがある場合、要するに高台まで非常に距離が長い場合は、避難路が渋滞してしまった場合、その必要とされる高さの場所にまで行けないのではないかと——避難タワーのない地域ですね。予想では行けるとされているところです。それ以外にも川そばの避難経路は危険であるということもありますし——。したがって、例えば町内ごとに避難経路を分散すると。この地区はこの避難経路、この地区はこの避難経路だというように、あらかじめやはり想定させておくのも一つの方法だと思うのですが、このことについてどのように洗い出しがされていたのかということについて

て一つ目の質問についてはお願いしたいと思います。

続いて、二つ目の質問についてです。先ほど市長は図上訓練の結果は50点ぐらいだというお話でしたけれども、今回の図上訓練では実際に起こり得るであろう問題点が、やはり幾つか明らかになったのだらうと思っております。先ほど御説明いただきました大きく3点です。それでもなおさらに細かいことを聞かせていただくと、例えば津波が最大値で押し寄せた場合、市役所も被害地域に含まれると思います。その場合の指揮系統、あるいは指揮所が麻痺するということも考えられるでしょうし、そういうような最悪の事態というのは今後どのように想定内に入ってくるのか、そこら辺までやはり最悪の事態を想定した中で、先ほどの説明じゃないですが、アドバイザーの御意見じゃないですけども、やはり想定にとらわれることないさらなる想定をやはりつくり上げていかなきゃならないというふうに思いますけれども、そのときにこの今回のこの図上訓練はどのように役に立っていたのかというようなことを二つ目にお伺いしたいと思います。

三つ目の質問に対する再質問ですが、ちょっと私、日付とかかなり違うところがあったんですが、そこらは当局の答弁に委ねます。避難準備情報の解除ですね、解除が7時55分に出されておりました。まず、当初やはり頭に浮かんだのは、今回の発令というのは本当に必要だったのかなということがまず頭に浮かびました。そうではないですよ、当然やはり必要でしたよと言うなればそれはそれでいいと思いますし、発令そのものを躊躇するようでは、あつてはならないというふうには思います。ただそのときですね、先ほどの説明では高潮だけではないという話でしたが、ただそのときの気象情報を確認したところですね、避難準備情報が出されたときには、爆弾低気圧は既に過ぎ去っていたと。もはやこの低気圧による高潮被害そのものが発生することは考えられない状態にあったというふうに思われます。発令にはきちんとした基準があるべきだというふうに思いますので、先ほどは暴風雪も予想されたと言いながら、実際のところやはり高潮被害予想地域に対してやはり当局からは連絡がいていたと思います。あるいは交通指導隊の車を回していたんじゃないかなと——消防署の車かな——を回していたんじゃないかなと思いますので、そこらについても本当のところはどうだったのかということについて、もう少し御説明いただければと思います。

【2】 番目ですが、もう一つですが、二つになるかな——避難準備情報を防災無線で広く知らせていたということですが、先ほどは自治会長及び自主防災組織に電話で御連絡させていただいていたという話でしたが、それによる効果といいましようか、実際に避難された、避難準備情報によって避難された世帯の人数といいましようか件数といいましようか、世帯数と、実際どのような意識で、当然聞き取りなどを行っておりますので、その方々の意識調査といいましようか、例えば自治会長とか、あるいは自主防災組織の人たちから避難したほうがいいよというような説明を受けた上での避難だったのかどうかというようなことを御説明いただきたいと思います。

ちょっと学校のほうなんですけど、先ほど教育次長の御説明の中で、市が発令した高潮被害を想定したのではなく、気象庁の警報によることだというので今回教育委員会からの情報に基づいて学校側が判断して避難をしたというような御説明をお受けしました。すいませんけど、少し理解がたいところがあります。要するに、今回、まず市では高潮被害についての発令をしているわけです。何を言いたいのかということですが、集団下校した先の子供たちについてですが、中にはやは

り住宅がかえって海岸線に近い児童もおるわけです。果たしてここに学校から集団下校させてしまってもよいのだろうかという疑問がというか矛盾が感じられてしまいます。またですね、学校で配られております地震発生時の対応マニュアルというのもあります。これは地震だけじゃなくて自然災害ということ全般、地震や自然災害が起きたときの対応についてというマニュアルが小学校、中学校に出されております。文言はちょっと違います。小学生レベルのものであったり、中学生レベルのものでありますけれども、言っていることは一緒です。やはり、果たして一律全員を自宅に今回帰すべきだったのだろうかということは、やはり一つ疑問に残ります。少なくとも津波危険地域の児童生徒については、もう少し考え方が改められていてもよいのではなかったのかなというふうに思われます。この点についてちょっと答弁を求めたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今の質問については、担当の部長等からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） それでは、初めの避難行動のあり方の御質問にお答えしたいと思います。

避難経路につきましては、確かに標高の低いところを時間をかけて避難しなければならないという場所もあるかと思いますが、いずれ平成25年度の当初予算で計画しております避難経路に当たるかどうか、場所によっていろいろございますが、現在ある標高標示板に、ここは——標高は当然あるわけですが、津波浸水はここまで予想されますよというようなラインを入れて、あるいは建物の壁面を利用して浸水ラインを入れるというようなことを考えております。

それから、これからの調査にもなるんですが、避難経路につきましては、ただいまおっしゃいましたように標高をやはり標示すべきじゃないかなということもちょっと考えてございますので、その辺のところはこれから調査して対応してまいりたいと思います。

それから、避難者が集中する、あるいは渋滞するところも中にはあるかと思いますが、こういうところにつきましては、町内ごとに分散するという方法も防災会議等で話し合われておりますが、その辺のところも含めまして、これから見直し作業がまた出てくるわけですが、その辺のところは十分念頭に置いて見直ししたいと、あわせて川沿いについても避難経路にはちょっと危険が伴うというようなこともございますので、全般的な見直しは必要かと考えております。

それから、津波が押し寄せた場合等も含めて市役所そのものが倒壊する、あるいは浸水するというようなことも十分想定されるわけですが、浸水に関しては現在の市役所庁舎2階、あるいは3階屋上にも非常電源も準備しているわけですが、2階・3階のところでは十分そういう対策本部の業務が行えるんじゃないかなということで考えております。

あとそれから、図上訓練の効果等につきましては、短い時間の中で多くの情報が寄せられるということで、通常の業務時間内で一部の職員でその対応に当たったわけですが、なかなか先ほど市長からお話ありましたように、やはりイメージがなかなかできなくて、最終的に対策本部へ正確な報告がなかなかできなかった面はいなめなかったと反省してございます。いずれそういう訓練を重ねることによりまして、これから有事の際に対応できるように訓練を重ねていきたいと考えてございます。

それから、12月6日の暴風雪・波浪警報の関係でございますが、秋田地方気象台からは12月6日の4時20分に秋田県の注意警戒事項ということで、沿岸では6日夜の初めごろまで、内陸では6日昼前から6日夜の初めごろまで暴風雪に警戒してくださいというような内容と、6日昼前から7日明け方までは高潮に警戒してくださいというようなことが出ております。当にかほ市については、暴風雪・波浪警報、それから、この時点では高潮注意報、雷注意報というようなことでもございました。風につきましては、警戒期間は6日夜の初めごろまで、注意期間としては7日の明け方にかけて続くということで、ピークそのものは6日の昼前というようなことでもございました。最大風速は陸上で20メートルというようなことでもございました。また、波につきましては警戒期間が6日昼前から7日明け方までということで、注意期間についても7日明け方にかけて続く。ピークは同じく6日の昼過ぎまでということで、波の高さとしては9メートルというようなものでございました。それで、このような情報を受けて9時ににかほ市災害警戒部を設置しております。その時点で最終的に避難所の開設、あるいは避難準備情報の発令、あるいは防災無線での放送、自治会長等への連絡を行うことを確認しております。

この避難準備情報でございますが、昨年の3月に避難勧告等の判断・伝達マニュアルというものを作成してございます。これによりまして、例えば高潮でございますと、波の高さが8メートルを超えると予想される場合、あるいは潮位観測所において——金浦漁港でございますが、TPプラス1.1メートルを超えた場合というようなことで、当日は11時9分に潮位が1.5メートルというようなことでもございまして、高潮警報に切り替えられております。そのために災害時要援護者等の、特に避難行動に時間を要する方々については、早めの避難というようなこともここで検討しております。それで14時に防災無線を使用して市内全域に放送したということでもございます。

それから、自治会長、あるいは自主防災組織への連絡等を行って警戒をお願いしたわけでもございますが、避難世帯としてはございませんでした。ただ、金浦公民館に避難場所は開設しているのかどうかということで、11時半にお一人の方から金浦の方でございますが電話をいただいて、開設する予定だということで回答しておりますが、結果的には避難はされなかったと、このような状況でございます。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） 今の御質問は教育次長がお答えします。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） まず、暴風雪・波浪警報、まずそういうものを考慮して前日から先生方が気象庁の状況とかいろいろ確認してはありました。それから、まずうちの市教育委員会でも情報等、基本的に暴風雪・波浪で今回、今、総務部長が言いましたけれども、11時9分で高潮警報が出ております。そういうものを総合判断して、管理職なり先生方で、最終的にはまず校長判断で決めただけですけれども、今回はまずこういうふうにならぬように高潮、それから暴風雪、いろいろかみ合った形でいろいろ出てきていますので、その辺はやはりいろいろ考えて校長先生方とも教育委員会ともいろいろ話し合っていていく必要もあろうかと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 市川雄次議員。

●10番（市川雄次君） 実際、東日本大震災でも保育所、保育園などでは、保育所に残った子供たちは全員助かったと。家族に迎えに来られて行ってしまった人たちのほうが全滅してしまうということがある。集団下校の結果が不幸な結果を招くということも考えられ得るということの上で、ぜひ今後の検討を、再検討をよろしくお願ひしたいと思います。

総務部長の答弁で、なるほどと、ようやくマニュアルに基づく内容だというのが分かりました。避難そのものはなかったということでしたが、最後質問になります。これ3回目ですので、これで終わりなのですが、まず今のお話についてなのですけれども、やはり今回のこの高潮被害への避難準備情報の発令のポイントは、やはり情報の使い方と、情報のリテラシーと言いましょか——の向上についてだと思います。例えば、避難のための場所を準備しましたと、先ほどの答弁ではありませんけれども、避難を伝えるための手段も構築しましたといったような避難措置は完成させたとしてもですね、実際問題は避難することへの実際の市民一人一人の抵抗感と言いましょか、まあいいだろうという意識ですね、これがやはり問題なんだと思います。そこでやはり行政に今後必要、今までもやってきたのしょうけれども、今後必要なのは、避難することの意識づけ、教育ということがやはり求められてくるのではないかと思います。何らかの——何したか、ちょっと資料、どの資料だったか忘れちゃけれども、例えば世帯の中で10歳未満の子供とその親の避難率が一番高いという——これにかほ市のあれですね。アンケート調査か何かだと思うんですが、30代以降の男性の避難率が一番低いというのが書いてありますね。ここら辺はやはり注意しなければならぬ部分だなというふうに思います。市民というのは、私も含めてなんですけど、災害起きたとき、あっこれどうなんだろう、どういう災害なんだろうというのは、やはり情報は強く求めますけれども、実際避難するとなると、これもまた私も含めてなんですけど、経験がやはり全面に出てきます。こんなの逃げなくてもいいんじゃないかなんていう軽い気持ちじゃやはり出てきます。にかほ市でも、これから10年くらいは高い割合でまず避難訓練とかに——去年の避難訓練も多くの人が参加していましたが——出てくると思いますけど、やはりこの意識というのは大体次第に希薄になって怠慢になっていくだろうというふうに思われます。じゃあどうすればいいのかということが非常に難しいんですけども、やはり行政にできることは先ほど言った教育と、あるいは信頼性の高い情報の提供だというふうに思われます。最初の質問に戻るんですけども、先ほどの避難準備情報、これが発生したと、マニュアルに基づいて行われたということは分かりましたけれども、実際避難される方は少ないということになれば、やっぱりオオカミ少年効果というのはやはり懸念されてくるのだと思います。これをどのように防ぐかと、実際の避難まで導くかということは、やはり今後の、今回の発令後の検証ということが必要になってくるんじゃないかなと思います。まず今後のここら辺、情報の取り扱い、どう精度を上げていくかということは、私は実はもう一点の質問として図上訓練というのは非常に大きな効果を生むものだと思っておりますが、そこも含めてですね今後このオオカミ少年効果を生まないように、こういうような情報が発令されたとき、皆さんにどのぐらい信憑性を持って取り扱っていただけるかということについて、やはりどのように今後対策をとられていくのかということ、今回の件は、私、マニュアルに基づいて行ったと言いますが、正直なところ、まだ今のところ本当に必要だったのかなという懸念はやはりあります。この部分について、

やはり私の感想では申しわけないんだけど、これが代表的な市民の声だと思っていただければと思いますので、そこら辺について最後、部長のお話でも結構ですので答弁をよろしく願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 市川議員がおっしゃることも理解できないわけではないのですが、先ほどお話したように、我々としては、秋田地方気象台から出された情報を、いかに市民に伝えるかということで、いかに市民の安全を守るかというようなことを前提に避難準備情報を発令したものでございまして、結果的に何事もなく終わったわけですが、いずれこの正確な情報の伝達とということにつきましては、今後も慎重に対応していきたいと、すべての市民に聞いてもらえるような伝達方法というようなことも考えていかなければならないのかなということ考えてございます。

あと、避難することの意識づけというようなお話もございましたが、やはり訓練を重ねてのことで、この意識をなくすることなく意識を継続させるということが大事だと思いますので、避難訓練等にいろいろな趣向を凝らして自主防災組織、あるいは自治会等、連携しながら進めていきたいということで、また一つ、この市民会議の中で仁賀保高校のほうから御提案がありまして、未就学段階から高齢期までの一貫性のある防災教育の推進ということで、どうしても現状は保育園、幼稚園、小・中学校、高校、事業所が、それぞれの考えに基づいてばらばらに防災教育、あるいは避難訓練を実施していると。必要な意識、技能が身につけているとは言いがたいというような御提案がございました。段階に応じて一貫性のある防災教育を行うべきであるというような、こういう貴重な御提案もいただいておりますので、今後の防災対策に生かしていきたいと考えてございます。

対策本部の設置、運営訓練につきましては、先ほど申し上げましたように点数にすれば50点ぐらいというような評価でございますが、これにつきましても初動対応時のさまざまな情報を整理分析するというような、こういう訓練がまだまだ必要なかなということ考えてございますので、さらに実践に近いような訓練を行ってまいりたいと考えております。以上です。

【10番（市川雄次君）「終わります」と呼ぶ】

●議長（佐藤文昭君） これで、10番市川雄次議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分 休 憩

午後 1時00分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、宮崎信一議員から早退届が出ていますので、これを許可しております。

次に、17番佐藤元議員の一般質問を許します。17番佐藤元議員。

【17番（佐藤元君）登壇】

●17番（佐藤元君） 今定例会の一般質問、ブービーですので、ゴルフでいうとブービーは結構いい賞品にありつけるんですけれども、そういう思いで少し頑張っていきたいと思います。

質問に入る前に、ちょっと1ページ目の前文の中の下から5行目に「訴えています」になっていすので「となえています」ということで訂正していただきたいと思います。

それから、最後のページ、一番最後ですが、これも前文で「木策道」となっていますけれども、この「策」を削除していただくようお願いいたします。

それでは、市道改良の優先順位を考えるとということで質問させていただきます。

象潟大竹線は、入道島を起点とする終点向山までの延長3,083メートルの路線であり、途中、民家が点在し、終点には大谷地集落が形成されている一級路線であります。

高速道路のみならずミッシングリンクが解消されなければ、道路としての価値が発揮されないことは言うまでもありません。

後期基本計画にも市民生活に密着した道路改良の必要性をとなえています、主たる取り組みの中にこの路線も組み込まれています。優先順位を考えると、主な取り組みの中で①から③の中に②の象潟大竹線が最も急ぐ必要性が高いと思います。そのような観点から質問をさせていただきます。

最初に、現地点での改良を見送り、事業継続に至らなかった事情を伺います。また、事業中止後、何年経過をしていますかも、あわせてお聞きいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、佐藤議員の御質問にお答えをいたします。

現時点で改良を見送り、事業継続されなかったのはなぜですかという御質問でございますけれども、総合発展計画の中、後期基本計画の中で、まちづくりの重点目標として交通ネットワークの整備が挙げられております。施策の進め方として四つの施策がありますけれども、その中の一つとして、市民生活に密着した道路、通学路となっている歩道の整備、主な取り組みとしては平沢小出2号線、象潟大竹線、大水口ヒシカタ線道路改良工事などが挙げられているところでございます。

御質問の象潟大竹線も将来的には整備を要する路線として捉えておりますが、全国的に通学途中の児童や生徒が交通事故に巻き込まれるという事態が発生していることから、通学路の整備などもこれからの課題だと考えております。

また、もう一つの施策としては、国道7号を補完する幹線道路の整備でございます。主な取り組みとしては、現在進められております山ノ田前川線、前川象潟2号線の道路改良事業がございます。

道路整備の優先順位としては、本年度で完成する山ノ田前川線の延伸である前川象潟2号線を幹線道路として整備するべきであろうと、そのように考えております。次に優先すべきは平沢小出2号線の歩道整備事業と考えております。象潟大竹線道路改良事業については、大水口ヒシカタ線道路改良事業との事業効果、緊急性、そうしたものを踏まえながら事業を進めてまいりたいと思っております。

御質問の事業を先送りしたかと、見送りをしたかということでございますが、当初、武道島線、

庁舎からまっすぐいった武道島線から最初北の方、要するに山側のほうだったわけです。それで、結局、芭蕉公園の整備という大きな名目ありましたが、武道島線から向こうのほうを先にやめて、国道7号にいく部分が置き去りになってしまったわけです。最初の段階で。そしてそれを途中でやめて、今度は鉄道を拡幅して国道につなげましょうという形で今の形があるわけです。それから、農免農道という計画がございまして、この農免農道は、すずらん通りから今の黒川を通過して来た路線に、今の上浜のほう終わって来ていますよね、長岡線の途中まで。あれにつながる路線があったわけです。その段階で、例えばその大竹線がどういう形で二重にならないように、ある程度それを進めてからという形もなったんだけれども、それは合併以前ですかね、受益面積がもうなくなって道路整備ができなくなったと、農免道路は。できなくなったということで、まずこれで一つストップしたわけです。それから、先ほど申し上げましたように、これから象潟前川2号線がどこへ行くか、我々は決まっていますけれども議員の皆さん、いろいろな考えもありますので、もし我々の考えているルートでいくとすると、やはり今のままに取り付けをするんじゃないかと、象潟前川2号線がいった中で、どっからか交差点をつくってつないでいくという方法も出てきたものですから、今の段階ではとめていると、あの段階でとめていると。今後の計画次第で形は決まってくるのではないかなと、そのように思います。

以下の質問については、担当部長にお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） いつごろまでやられたかということでありまして、平成10年ころまでやられて、それ以降は休んでいるというような状況であります。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） 1番の件は理解いたしました。

それでは、2番の旧町時代も含めて、冬期間の体制は万全な状態でずっと推移してきたのか伺います。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それではお答えします。

この道路は、通常の除雪路線として例年除雪しており、特に支障があったとは聞いておりません。ただ今年、向山地区で亡くなられた方がおりまして、葬儀のために道路の幅出し等を行った経緯があります。

また、気温が上昇したときは地区からの要請により、圧雪のはぎ取り等の作業をしております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） 実は4日の日に私、9時ごろあの路線を終点まで軽トラックで走ってみました。途中、芭蕉公園の入り口過ぎてからですか、ちょっと軽トラック等あって私50メートルぐらいバックしたわけですが、結果的にそのくらいバックしないと交差できないと、交差する場所がないと。実際、有効幅員が2メートル50か3メートルぐらいしかないわけですから、そういう状態で今年みたいなこの雪の多い年でも、実際今までのその流れの中で、旧町時代も含めて、今、部長が言われた

程度の度合いぐらいしかこの地域の方々からは、何ていいますか注文といいますか苦情といいますか、そういうものはなかったと、こういう解釈でいいですか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 今答えたとおりです。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） それでは、日常生活におきましてインフラ全般にわたっての苦情等は今日までどのような内容のものがあつたのか、ありましたらお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 答えたいします。通常の草刈りは年2回、春と秋に実施しておりますが、その中間といいますか、草が伸びるということもありまして、要望があつた場合はその草刈りに応じているというような状況であります。

また、苦情ではありませんけれども地区要望として、改良済み区間の終点部分近くの急坂部につきましては、旧町時代に側溝の改良等を実施しております。また、市になってからは平成21年度にガードレールの設置をするというような状況であります。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） それでは、4番目の、今日までどのような流れできたのか私よくその把握していないわけですが、緊急車両の出動の要請に対しての関係者といいますか集落の方々との意見交換などはされたことがあるわけですか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 4番目については、特に意見交換等はしたことはありません。

また、同路線につきまして要請を受けたこともございません。——以上です。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） 私がイメージしていたことと大分違うわけですが、そこの集落に住んでいる方々がなかなか忍耐強いのかなと、こうも思うわけですがけれども。それでは要請は今まではなかつたということですので次の質問は割愛させていただいて、5番目の、今までどのようなことがあつたのか、役所の中で話し合いがあつたか私は分かりませんが、接続することによって、あの路線が接続することによって大竹も含め、当然、小出地区の人方のその道路の需要も私は高まるんじゃないかなと思つているんですけども、そのことについての部署内でのシミュレーションなどはされたことはありますか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 特にシミュレーションしたことはありませんけれども、道路の接続によりまして向山、大竹、樋ノ口、中野集落等の象潟へのアクセス道路として利用されるものと考えております。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） この質問の最後になるわけですが、市長から冒頭いろいろと今までの経緯、説明ありましたので、それはそれとして分かりましたので、最後にもう一度確認の意味ですが、改

良済み地点から現道を走ってみますと、芭蕉公園の入り口までちょうど1キロメートル、それから大飯郷線の分岐点までさらに300メートル、それで終点大竹へと接続するまで600メートルと、結果的に1.9キロメートルの未改良部分が残っているわけですが、この件について私、実は質問これで2度目なんですけれども、私はやはり市長が冒頭にいろいろその答弁されたわけではありますけれども、私はやはり早期着工を図るべきその重要な路線じゃないかなと、ましてや一級路線なわけですから、そういうことも考えまして、市長からもう一度その決意のほどを確認したいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 道路整備をやっても市の事業としてやる場合は、やはり優先順位をつけてやらないと、なかなか実現性ができないと。いろいろな補助事業も使ってまいりますし——今は補助事業と言わない、交付金制度使いますけれどもね、それも枠もありますし、やはりそれぞれの事業を進めるためには優先順位の中で進めていく、そういう形の中では大竹線は少し今の段階では、緊急性においては私はまだ低いと思っておりますので、先ほど申し上げましたように、私としては前川2号線の整備と、それから小出——仁賀保中学校に通じる国道7号からの歩道の整備、こうしたことをまずは先行してやっていきたいなど、そのように思っております。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） それでは、二つ目の質問です。象潟前川路線を現道の改良で対処できないのかと、こういう質問ですが、まずこの路線は皆さん、いろいろ毎日みたいに走っている人も結構いると思いますので分かっているとは思いますが、象潟元町地域と駅裏地域におけるこの緊急車両出動に際しての国道7号利用と象潟前川線利用したときの時間差は1分から2分、多くても3分という消防長の答弁が私記憶にあるわけですが、別にこの数字を私は問うものではありません。

問題は、その列車との複雑なやはり関係だと思えます。いつ発生するか予測できない災害時のこの緊急性と不特定多数の住民の要請する緊急車両の出動を考えれば、やはり象潟前川線は重要な路線でないかなと、こう思います。何点かちょっと伺います。

この10年間で、今私が冒頭に申し上げましたことに対しての事例がありましたらお知らせください。できれば列車との事例、それから冠水とかそういったことに対して、災害との関係で答弁していただければと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） この御質問については、担当部課長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） お答えいたします。この10年間でどのような事例がありましたかですけれども、踏切の遮断による消防活動及び救急活動による支障の有無を確認する記録簿等ありませんけれども、署員に聞き取りしたところ、消防活動においてはなかったとのことでありました。また、救急活動においては、年2回から3回踏切でとまることがあるということでありました。遮断による急病人の生命に支障を来たしたことはないように伺っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） それでは、二つ目ですが、合併以来この路線が冠水により通行どめとなったこの記憶は私もあるんですが、私が見てみましたら平成19年に1回と、平成20年はちょっと私自身も記憶ないんですが、ちょっと資料が見当たらないということで明らかでないようであります。そして平成23年1回と、結果的にこの7年といえますか8年間で二度の冠水が確認されているわけですが、この二度の冠水をどのように受けとめられていますか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 幹線道路の役割は、先ほど市長が申しあげましたとおり、市民の皆さん方が安全・安心に通行できることが一番重要なことでもあります。また、非常時に救急車両、緊急車両等、災害に強い道路でなくてはなりません。冠水の数が多い少ないに関係なく、市民の皆さん方の安全・安心を担保するためにも、災害に強い道路づくりが必要と考えております。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） それでは、同じ2番目の質問になるわけですが、この件については、この路線については、私も含めて同僚議員から以前、ケーブルの埋設化、それから路線の拡幅など質問が何回かあったわけですが、しかし、いずれ答弁は規制による制約やコストの問題などで今すぐに及ぶような事案ではないと、こういう答弁だったと記憶しております。私からすれば、新規事業に多額な投資をして完成まで長いこの年月を費やす事業よりも、現道の改良事業で対処できないのかと、そういったこと自体はその部署内で検討されたことがありますか。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） 部署内、私は建設課長を2年やったこともありまして、いろいろ検討はしてきました。ただ、後ほど答えることになるんですけども、いろんなその問題点が数多くありまして、今の現道ではもう何ともならないということが結論として出ております。したがって、前川象潟2号線につきましては、去年お示ししました新しい路線が最もベターかということで我々考えておりまして、現道を拡幅するということは今のところまるっきり考えていないような状況であります。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） 今、部長言われることは、そういう質問もあったということでの私が話したわけですけども、3番目の質問として、私はあの路線が供用開始後どのくらい経過しているのかちょっと把握していませんが、最終的には建設課自体で路帯や路床まで確認をした上での話ではないと思いますね。ですから、そういう意味では全体の改良が必要とするのか、それとも部分的な改良で済むのか、または路盤の入れ替えだけで対処できるのか、それとも路床の改良まで必要とするのか、詳細はコンサルで調査しないと細かいことは示されないと思うわけですが、調査の結果ですよ、路床の支持力さえ私は維持できれば、十分今の地元企業の土木技術で十分対応できると思うんです。ですからそういった小さなことまで本当に検討されて、工法までですよ、土木工法まで検討されてそういう結論に至っているのか、私は何となくねずっとこの話聞いてくると、新設のほうが優先で、ありきで、そのことはもうできないんだと、そういうふうに部長の答弁も今聞いていると、そういうふうにやはり聞き取れるわけですね。ですから、そういった小さなことまで、工法まで含

めてですよ、そういうことまで本当に検討されたんですか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） まず現状を見てもらえれば、今のあそこの道路の下の路床部分は新しい道路に耐えるだけの地層にはなっておりません。あの周りの川を、象潟川の状態を見ても分かるとおりに、今、護岸するにしても七、八メートルぐらいの矢板を打って、そこに護岸を上げているような工法ですからね、恐らくやるとすれば、あそこの現道を拡幅するとすれば、いかにして早期に厚み沈下をさせるかと。高盛り土、三、四メートルぐらいの盛り土をして、何年か放置をしておくか、あるいはサンドパイルを打って厚み沈下を促進させるか、そのほかの工法もあるわけですが、そういう形をしない限りは、つくってもこういう道路になっていきます。あそこの地層から見て必ず。ですから、それは当然これから将来に残るような道路整備をしていくとなれば、やはりそういう対応はまずしていかなければならない。

それから、道路沿線上には島があります、九十九島。これを避けるためには、じゃあ片側はいいんだけれども、もう片側はこれでやめるのか、あるいはその島を囲んで新しい道路をまたつくのかということもありますし、さっき浸水の話もありましたが、これから例えば国の交付金事業で実施するとすれば、象潟川のハイウォーターというのがあるわけです。でも、あの川のハイウォーターというのは何ぼ以上、例えば60センチメートル以上、80センチメートル以上なければ新しい橋梁を架けてはなりませんよと、そういう基準もあります。ですから、当然そのぐらいの川からの道路の高さになっていきます。そうすると今の新しい道路から田んぼには下りていけません。じゃあもう一本道路をつくることになります。あるいは場合によっては川を寄せて、島を避けるために川を寄せて、そして道路をつくっていくという形になると、私は今、現道を規格道路につくる場合においては、現道をやったほうがむしろコストが高くつくだろうと、そのように私は見ております。

それから、例えばね道路工事、短期間に移っていけばいいんですけども、さっきお話したように、例えば厚み沈下をさせるために三、四メートルの盛り土をあそこにずっとやったときに、やはりいろいろ抵抗が、観光面からもいろんな方々から抵抗があると思います。それから、一番前にいろいろ協議した文化財保護審議会の皆さんとも協議の段階では、あそこの道路は広げてほしくない、道路は全体的につくってほしくないけれども、ましてやあそこの川沿いは広げてほしくない、これは文化財保護委員会の大きな意見でもありました。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） ちょっと私のこの質問の仕方が悪いのか、市長も含めて部長もそうですけど、私は現道を拡幅できないかというその質問をしているのではないんです。私は現道を改良で対処できませんかと、こう言っているんです。私はですから、何もあそこをまた広げられないというのは、もう四、五年前、市長答弁しているわけですよ、いろいろな制約あるからということで。ですから私はそれを踏まえて今質問しているわけですから、現道のままで今の有効幅員を生かしたままでこの改良できないのかと、路床・路帯の支持力を得られないのかと、私はそれを聞いているんです。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） 今の状況からすると維持はできません。それなりの手当てをしなければで

きないと思います。ただ、それは国の交付金事業を活用してやるというふうになれば、それなりの基準がありますから、単独事業であれば別ですけれどもね。今の状況のままでは下のほうに手当てをしなければ、拡幅はしても将来的に残すような道路には私はならないと思っています。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） 何ていいますか、市長の議案を提出するものとしての考え方ですから、それはそれでまたいいと思うんですが、しかし、私は今の現道をそのままの状態でも改良することが、行財政改革の推進の面から見てもですね経済性、効率性、有効性も踏まえて、私はマッチしていると思うんです。ですから、ただ、それは支持力が得られないので道路にはもう全くならなないと、そういう結論づけられればそれ以上もう私としては言うことがないので、この件はこれで終わらせていただきます。

最後の質問です。市長も分かっているとは思いますが、冬師地内に県指定の自然環境保全区域というのがあられるわけですが、そのことについてちょっと質問させていただきます。

昭和49年11月に32.4ヘクタールに対して、ハンノキとヤチダモの保護目的にこの保全区域に指定されております。2年前、3年前になりますか、春が来れば3年前になるんですけれども、平成22年春に由利地域振興局と、それから市立ち会いのもとで現地を訪問した経緯があります。その後、平成23年の春に野焼きの後に、その木道については改修するか改良するかの判断をしたいという旨の話があったわけですが、以後手づかずの状態まで今日に至っております。何点かちょっと質問させていただきます。

まず、市内にほかにもこの同類の指定地が存在していますか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ただいまの質問については、担当の部課長からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） お答えいたします。仁賀保地内には冬師地域以外には存在しておりません。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） このいわゆる自然環境保全区域についての県当局と、その維持管理の方法等について、今まで協議されたことはありますか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 今の質問については、担当の部課長等からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） お答えいたします。旧仁賀保町と、昭和59年6月に整備等について協議した結果、その年の秋に木道の整備を行っております。その後、旧町時代及び市になってからも県との協議は行っておりません。ただ、先ほど佐藤元議員からありましたように、平成22年11月に渋谷県議からの要請等で由利地域振興局、そして地元の牧野組合の方々と、佐藤議員も同席したと

思うんですけども、現地確認をしております。その後、県からの改修・整備等の方向性につきましては、具体的な提示や協議には至っておりません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） それでは、ないということですから、その昭和49年に指定したわけですけども、その指定に当たって今日まで県が施したその事業の内容と、それに対する投資額などもし分かりましたら答えていただきたいと思います。それと、これはまた別かもしれませんが、こういうときの税の免除等はどうなっているのかもあわせて聞きます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤正君） それではお答えいたします。指定から今までに県で施行した事業は、昭和59年の秋に木道整備548メートル、山道整備63メートルで、事業費は100万円となっております。

次に、税の免除等についてであります。特に免除規定等はなく、市では当該自然環境保全地域を含め、地域指定に伴う減免は行っておりません。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） それでは、最後の4番目の質問、政府は最近、6次産業化を支援するために大手のハウス食品やキューピーなどと民間7社と32億円の出資をしまして官民ファンドの法人を立ち上げてまして、5年後にはこの基金を2,000億円まで拡大したいと、このようなことを発表されております。また、佐竹知事も選挙公約ということなんでしょうけれども、中小企業の振興条例を制定し、伝統工芸品産業や地場産業振興を目指していきたいと、その中で、その地域に根差す活動をする小規模事業者への支援を公約に掲げておるようであります。市長も当初予算に6次産業化に関する予算措置をされております。そういう意味では、資源を商工業や観光業に結びつけ、それこそ地域ブランド発掘につなげることも重要と考えております。そういう意味で、6次産業化を含めた観光スポットをどのように市長は受けとめられているかお答え願います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 私も今、その地域と申しますか、これを全部すべて承知しているわけではありませんけれども、今、国で造成している基金、これは農家の皆さん等が意欲があればいろいろな起業者が連携しながらその基金を活用して6次産業化というできるようなシステムはあるわけです。ですから、そういう農家の皆さん以外の人も含めてですが、意欲があればいろんな形で使える事業がありますので、市の事業も含めて何とか意欲的に取り組んでいただきたいもんだなど、そういうふうにして思っております。

あの区域の観光の活用の仕方というのは、この後、担当の部長からも答弁させますけれども、まずあそこは山海の宝庫ということがあります。それから、一度考えたことあるんですけども、あそこを映画の撮影の場所にできないもんだかなってね、私そう思ったりもしたことあるんですけども、いずれにしてもあの広大な土地をどういう形で有効に活用していくかということは、これからも大きな課題だと思っております。

今の取り組みの具体的にこういう方法がいいんじゃないかなというものは、担当部長からお答え

をさせます。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長

●産業建設部長（佐藤正君） 冬師湿原は、若干人の手が入っているものの、ほぼ手つかずの状態
で自然が残されております。こういったところは観光素材として紹介できるものと考えており、現
在使用している観光総合パンフレットの表紙にも実は活用させていただいております。

また、本地域はグリーンツーリズムの体験できる場所として、少人数でありましたがモニターツ
アーも実施したこともあります。

にかほ市内における観光スポットとして魅力はあると考えておりますが、看板や駐車場、移動手
段、交通の面での条件など、まだまだ整備しなければならない問題が数多く残っているのも事実で
あります。

しかしながら、秋田県、由利本荘市、にかほ市で組織しております由利地域観光推進機構では、
鳥海ブルーラインから由利本荘市の鳥海地区までのルートを鳥海グリーンラインと名付けまして道
路案内標識など整備をし、新たな観光道路として位置づけているというような状況であります。

また、中島台や仁賀保高原などの要所に高原の駅と設けまして誘客促進を図っております。

冬師湿原なども、このグリーンライン沿いにあるということから、トレッキングを企画するなど
活用、PR等に努めたいと考えております。

さて、6次産業化につきましては、先ほど市長が申し上げましたとおり、山菜等の活用が考えられ
るのかなと思います。他県では山菜狩りツアーを企画している地域もありますので、どのような形
で取り組みが可能なのか、地元の方々と一度協議する場を設けたいなというふうに考えております。
以上です。

●議長（佐藤文昭君） 佐藤元議員。

●17番（佐藤元君） 今、市長からも部長からも、そういった前向きな答弁をいただきました。実
は私、宮城県の蔵王町から定期的に加工したワラビを1袋20センチメートルぐらいのものを350円で
取り寄せているわけですがけれども、確かに味もよくてうまいんですけれども、その裏を見えます
とワラビの原産国がロシアになっているわけです。自分がそこで生まれて、そのロシアのワラビ食
べなきゃいけないっていうのも、何かこう自分でも納得いかないところあるわけですがけれども、や
はりそれだけ需要があるからそういうふうな形になっているのだと私は思うんです。ですから、こ
の集落自体が、人口がもう90人前後ですから、現状を見れば5年後、10年後は大体およそ見当はつく
わけですね。ですから、その集落にただ自分らの財産だから300ヘクタールのあの広大な面積をね
ちゃんと言われたって、それはもう限界があると思うんですよ。ですから、そういうことも
踏まえて市の利益も踏まえてですよ、無論住民も踏まえてですけども、ひとつ今後そういった前
向きにひとつぜひ捉えて、少しは、ああ幾らかよかったなと、3年後、5年後に、そういう方向づけ
でひとつ進めていただければ大変地域の人も納得できるのかなと、こう思います。よろしくお願
いします。以上終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで、17番佐藤元議員の一般質問を終わります。

所用のため50分まで休憩といたします。

午後1時40分 休 憩

午後1時50分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番村上次郎議員の一般質問を許します。1番村上次郎議員。

【1番（村上次郎君）登壇】

●1番（村上次郎君） 大きく3点ですが、一つ目は中身からいくと二つに分かれるかなというふうに思われます。一つ目は、生活保護引き下げはやめて、市として教育扶助費の拡充をということで質問します。生活保護の担当は、もちろんこれは国、政府ですから、市が直接どうこうするというふうになかなかいかない、こういう性格のものだということは分かるんですけども、その政府が決めた方針が市民に直接かぶさってくると、こういう意味で質問をすることにします。

安倍政権は御承知のように生活保護費の大幅削減を打ち出して、食費などを賄う生活扶助を3年間で740億円も削るというふうにしています。生活保護の基準が下がったというのは今だけでなく、確かに2003年、このときには0.9%引き下げがありました。それから2004年にも引き下げがありましたが、そのときは0.2%です。この2回が引き下げが行われたわけです。今回のように3年で7.3%という、過去にない大幅カットは、これまではなかったことです。この大幅カットがもし実施されていくとすれば、都市部で見た場合、30代母と子一人世帯で月9,000円、それから20代から40代の単身世帯では7,000円の減額となって、ほぼこれは1週間分の生活費に当たる額が削られることになってしまうと、こういうことになります。

この削減というのは、生活保護世帯のほとんど全部に近い96%の世帯が引き下げられることになり、中でも子供の数の多い世帯が一番の打撃となる大変ひどいものです。生活保護基準の引き下げはこれにとどまらず、最低賃金、就学援助、課税等にも影響するとされています。市内の生活保護該当世帯や就学援助、最低賃金、課税などに、どのような影響があると思われるかお尋ねをします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） それでは、村上議員の御質問にお答えをいたします。

生活保護費の引き下げということでございますけれども、生活保護費のうち、生活扶助費の基準額の引き下げにより、市内の生活保護該当世帯への影響についてでございますが、国の試算でもありますように、あるいは先ほどお話のように、生活保護受給世帯の96%、これが現在でも受給額が減っていくだろうと、そのようになっております。また、期末一時扶助も見直しが予定されておりますので、これを勘案しますと、すべての受給世帯の支給額が減っていくのではないかなと、そのように受けとめているところでございます。

また、生活保護の基準額は、御指摘のように他の多くの生活支援制度の目安になっております。御質問にありました最低賃金については、最低賃金を決める際には生活保護との整合性に配慮する

と最低賃金法に明記をされているところでございます。就学援助においては、生活保護受給世帯以外への低所得者世帯に対する就学援助は、各自治体が独自の基準を決めながら実施しているところであります。その認定基準の多くは、生活保護の生活扶助費に基づいておりますので、本市においても生活保護法による保護基準に基づき、申請世帯の収入額及び需要額の算定を行っているところでございますけれども、下がればいろんな分野のところに影響が出てくるのではないかなと思っております。

ただ、国のほうでは今回の引き下げに当たりまして、2月5日に閣僚懇談会で決めておりますけれども、この引き下げによって他の支援制度にはできるだけ影響を及ぼさないことに配慮すると、こういう方針を打ち出しておりますので、私どもとしてはほかのほうに影響が出ないように願っているところでございます。

なお、課税等については、生活保護受給者の住民税は免除されておりますけれども、受給者でなくとも前年の合計の所得が限度額以下であれば住民税は非課税となっておりますので、この引き下げによって他のいろんな制度に影響しないように願うところであります。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） いろんなところに影響が出るだろうが、まず影響が出ないように願うということですが、あれですか、市内の生活保護世帯、質問しておるんですけども、就学援助、最低賃金、課税などにどのような影響があるというような概算とあればいいか、試算とあればいいですか、そういうことはしなかったのでしょうか。政府はできるだけ影響しないようにというふうにしているから、そこまでは調べなかったというのかどうか、その辺部分的でもありましたらお知らせ願いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） その御質問については、担当部長にお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市民福祉部長。

●市民福祉部長（細矢宗良君） 生活扶助基準の見直しに伴う他制度への影響でございます。

まずは個人住民税の非課税減額等についてでございます。これには医療保険などの自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものも含まれるわけですが、平成25年度の影響はなくて、平成26年度以降の税制改正において対応することとなっております。

また、非課税限度額を参照しているものについては、平成26年度以降の税制改正を踏まえての対応となります。

次に、生活保護の基準の見直しの影響を受ける制度についてでございますが、国の制度の関係では、できる限り影響が及ばないように対応するというものについては、厚生労働省関係では保育料の免除に係る階層区分、平成25年度から市に移譲となる療育医療給付事業、小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、結核事業、療育給付事業、児童入所措置の徴収金、養護老人ホームへの入所措置、国民年金保険料の免除、自立支援医療費の負担上限月額等の段階区分、あるいは介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分など18項目が挙げられております。

また、文部科学省関係では、就学援助制度における学用品費等の支給、特別支援教育就学奨励費、

幼稚園就園奨励費補助、市立学校等市立高等学校等授業等減免の4項目、その他総務省など6省庁等での9項目もございます。

保護費の削減幅についてでございますが、生活扶助の支給額については、本年の8月から3年ほどかけて段階的に見直すという案となっております。現行の生活扶助基準の算定は、世帯人員の年齢階級に応じて設定されている食事や被服費などの個人的経費に相当する第1類、それに世帯人員に応じて設定される水道光熱費や家具などの世帯共通経費に相当する第2類と合算して出す仕組みとなっております。

今回の見直しの具体例を見ますと、減額幅は町村部よりは都市部、単身世帯よりは多人数世帯で大きく、かつ地域格差は縮まるようでございます。

先ほど村上議員の都市部での例がございましたけれども、あの例の都市部というのは1級地の1という級地区分になってございます。それとあわせて、厚生労働省で試算したモデルでは——町村部も公表されております。町村部というのは級地区分でいきますと3級地の2でございます。にかほ市もこの3級地の2の区分が該当になっているわけでございます。その試算の例については、九つの世帯、年代に応じて公表されておりますけれども、その例を見ますと町村部ということで3級地の2のモデル例になりますけれども、30代、20代の夫婦と4歳児の3人世帯では、現行が13万6,000円、これが本年8月には13万3,000円、そして平成27年度以降は12万8,000円という、結局は8,000円の減額になると。40代夫婦と小・中学生の4人世帯の場合は、現行が17万7,000円、これが8月には17万2,000円、平成27年度以降は16万2,000円ということで1万5,000円の減と。70代以上の単身世帯については、現行の6万円が変わらないと。それから、60代の単身世帯では現行の6万3,000円ですが、平成27年度以降6万4,000円ということで、1,000円の増になります。70代以上の夫婦は現行9万円、8月以降8万8,000円となって2,000円の減、60代の夫婦は現行の9万5,000円は変わりません。41歳から59歳の単身世帯、これも現行の6万4,000円は変わりません。20歳から40歳の単身世帯の場合は、現行6万6,000円から8月には6万5,000円、平成27年度以降は6万3,000円となって3,000円の減、30代母と4歳児の母子二世帯は現行12万円が8月に11万9,000円、平成27年度以降は11万7,000円と3,000円の減となりますが、都市部の引き下げ額は町村部のこの2倍から3倍となっているところでございます。

また、さらに食費等の出費が増える傾向にある年末のみに支給している期末一時扶助、いわゆる餅代というものですが、これも見直されます。現在、期末一時扶助は都市部で一人1万4,180円、町村部で3級地の2で1万990円となっていて、これは乳幼児から高齢者まで一律に人数倍した額を支給しているわけですが、これも世帯内で共通して消費されるものがあるというために経済性を勘案することになります。例を見ますと、二世帯に支給される場合の例では、都市部で2万8,365円の現行が新基準では2万2,000円程度になると、世帯人数倍よりも低くなるという例が示されております。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 大変丁寧に答弁してもらってありがたいんですが、何せまだ後ろのほうもありますので、その辺でありがとうございます。

今話したように、これ多分厚生労働省のこれによるんだと思うんで、確かに言ったように平成25年度は影響がないとされていて、そして平成26年以降の税制改正、今話されたように都市部がかな

り下げられるということで、こちらには余り影響はないということですが、いずれ、でも下がるわけです。大体にかほ市の生活保護世帯というのは、平成20年で113世帯、人数は158人、今は130世帯191人、大体こんなことで、そんな急激に増えているというわけではないですけれども、この人たちにみんなこの影響していくということがあるわけです。しかも国は、ずるいことにとはいえいいですか、例えば就学援助などはその地方にお任せしますよと、こんな感じで、しかし補助は十分にはないと、こういうこともあるわけです。ですから、政府のほうではできるだけ影響を与えないようにするとは言っても、今答弁しようとした最低賃金とか、今度そちらのほうにも響いてくるということですので、これは大変な事態になるんじゃないかというふうに思います。

次に、二つ目にいくんですが、やはり生活保護の実態というのも私たちはなかなか触れる機会がないんですけれども、和久井みちるという元公務員の方が体調を崩して生活保護を受けるということになって本を出しているんですけれども、それによると、大体どんな生活かというのを一部やはり述べておきたいというふうに思うんです。

この東京の単身世帯の人だったわけですので、1ヵ月約13万円もらっていると。しかし、年金やアルバイト、療育費などの収入があれば、その分は収入認定として差し引かれる。この和久井さんという人のケースは、約11万円支給されると。それで、家賃を差し引けば7万円程度、月にプロパンガス代7,500円、電気代は2,000円、クーラーを節約していたら熱中症で入院したと。その入院したときも医者にもいろいろこの配送料とか何とかって聞かれるわけです。食費を抑えるために調理は夕食だけ、昼間はパンだけの毎日と。衣類はリサイクルショップで1枚300円、でも下着や靴下は古着というわけにはいかないのが悩みの種でしたと。一番困ったのは家庭電化製品ですと。破れた布団、そして家庭の電化製品というのは、もともと中古品を買うので壊れやすく、修理代も新しく購入するお金も出ません。毎日のやりくりから捻出しろというのが生活保護と。布団も古くて中で綿が割れ始め、どうにも寝心地が悪いけど、それで我慢するしかありませんというふうに、もっともいろいろ書いているんですけれども、でも生活保護があるから頑張れたと。頑張って復職できたということも最後述べているんです。

ですが、その後、生活保護バッシングがあって、自民党の国会議員が国会に取り上げる。そうすると厚生労働大臣もやはり下げなきゃという。そして週刊誌、テレビ、新聞が生活保護の支給日に酒をぞろぞろ買いに行くのを映し出すとか、あるいはパチンコに行くとかという怠け者状態をどんどん放送すると、こういうことがありましたけれども、そういう中で生活保護を受けている人は肩身が狭い状態になっているということだったんです。

二つ目にいくんですが、地方自治法では住民の健康、福祉の保持がうたわれております。憲法25条では、御承知のように健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、それだけでなく、国は社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないというふうにしていますが、今の安倍首相は前のときもそうですが、憲法違反を繰り返しております。例えば、社会福祉だけではありません。教育には介入して、10年で教員免許を更新させる、あるいは教育基本法を改定、そして学力テストを入れて昔からの武道を取り入れなきゃいけないというふうな教育面、それから武器輸出三原則なども今緩めて死の商人を育てようとしているなど、いろいろ憲法違反をし

ていますが、この福祉面でも憲法を尊重しない立場で社会福祉に臨んでいるというふうな思いをするわけです。こういう点から生活保護基準の引き下げというのは、やめたほうがいいんじゃないかというのが多くの国民の声になっています。その点についてどのようにお考えかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） 生活保護基準の引き下げはやめるべきではないかということでございますけれども、確かに生活保護は最後のセーフティーネットだわけであります。ですから、改革に当たっては慎重に対応していくべきだろうと思いますが、これは我々この議会でいろいろ議論やってもしょうがない話であって、やはり国でしっかりねそういう形のを議論して、改革するものは改革、改革しないなら改革しないという形にしてほしいなというふうに思います。今回の改革は、おそらく複数の世帯、要するに夫婦に子供二人の場合なんかは、低所得者の生活費から比べると、やはり支給のほうが高いということもあって逆転していると。逆に単身の場合は、むしろ生活保護のほうが少ないという形もあってこういう見直しをしたと思うんですけれども、ただ、受けとめ方としては国の財政が厳しいからこういう形ではあってはならないと私は思います。思いますし、一番必要なのは、やはりね不正受給をなくすこと、これが一つ。それから、やはり就労支援、これももう少しね取り組んでいかないと、例えばいろいろな新聞を見ると、生活保護のお子さんは高校に行くとか中退して、後でまたその方も生活保護に回っていくというふうな繰り返しになっているような部分もありますからね、やはりそういう子供たちがこれから社会で活躍するような形のものをつくって、国がつくっていくこともこれは大切な仕事ではないかなと私は思います。

それから、いつも疑問に思っているのは、生活保護は一時的に収入がないから生活保護を受けるわけですが、高齢者の場合は働こうといったってやはり働けないんですよ。収入がないんですから、これやはり二つこう制度を分けてほしいもんだなというのは、私は常にそういう思いもしていました。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） やはり最後のセーフティーネットということで、これは何とか守っていくというのが当然だし、むしろ充実させていくべきではないかというふうに思うんです。

前にも言ったことあるんですけども、今、市長もちょっと言ったんですが不正受給の問題、これは厚生労働省で調べたのがあって、2007年から2010年まで4年間調べたのがあります。これ、金額なんですけれども、2007年154万3,321人が受給しておりますよということで、不正受給の額が91億8,299万、わあすごいというふうに思います。しかし、受給者の中の金額では0.35%が不正受給というふうになっています。そして、2008年も0.39%、2009年0.34%、2010年0.38%、そして不正受給の中には、例えば生活保護を受けている家庭の中で高校生がいてアルバイトをしたと。ところがそれを申請しなかったというのも不正受給に入れられると、こういうふうにかかなり厳しく見ているということですから、マスコミ等がよく宣伝した不正受給がすごいというふうなことは当たらないんじゃないかということと、補足率は前に話したことあるんですが、これも例えば日本の場合、利用率が1.6%、補足率が15%から18%、残りの100引く18%も本当は生活保護を受けていいんじゃない

かと、こういうことになっている。イギリスでは、補足率は47%から90%、幅があります。フランスでも91%台の補足率というふうになっているので、不正受給については、やはり厳密に見て、宣伝されているものではないと。このさっき述べた和久井さんも受けるまではいろんな書類審査から面接からあって、本当に大変だと。これで不正受給なんてできるのかどうかということまで述べております。

それから、市長がさっき述べましたが、所得が低い人を比べれば高くなっているんじゃないかということは確かに言えます。なぜかっていうと、ありったけ低いところ、どんどん所得が下がっているわけですから、低いほう低いほうと比べれば確かに生活保護がちょっと上回るという場合もあるかもしれません。しかし、今回の生活保護基準を改定するという担当の人たちの試算、これは例えばいろんな人が試算しているんです。岩田という人が現在これは最低生活費との比較をしているんです。最低生活費というのは、他と比べるのではなくて生活していくのにはどのぐらい必要かということなので、これは若者単身者の比較で、現在13万8,339円だけれども岩田さんが全国消費実態調査から分析し算定したのは15万2,832円必要だと、こういうふうにしてあります。間がいろいろあるんですが、マーケットバスケット方式とって、最低このぐらいは必要だなとって市場に行って直接かごに入れて買う、こういう調査では17万3,477円ほしいと。この生活保護基準を審査する人の間でも、現行の低いほうと比べるやり方でなくて生活実態に合わせたら、やはり足りないんだということを出しておるし、この委員の中でも今のように下げていったら大変なんじゃないかという危惧する声も出ております。ですから、一般的に言われている確かにうんと低い人、非正規で働いて、あるいは年金が4万円代しかない、そういう人と比べれば高い生活保護費というふうなことが言えるかもしれませんけれども、実態はそのとおり、さっき和久井さんの話をしたように大変な状況だということと言えらると思いますし、また、最低賃金、これも現在でも幾つかのその県は逆転現象があると。例えば北海道、宮城県、東京都、神奈川県、大阪府、広島県、こういうところは生活保護基準を考えて最低賃金を設定しなきゃいけないのに、そこまでいっていないと、こういう現実もあるわけなんで、やはり先ほど市長が話したように、市長だけがどうこうするというふうになかなかいかない、これは現実だと思いますが、国からの地方公務員の給与引き下げで地方交付税を削減してきたように、やはりほかの市長とか、あるいはほかの六団体などとも話をしながら、このままでいいのかという声をしかるべき場に出して行ってほしいと思うんですが、最後のその点はいかがでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 市長。

●市長（横山忠長君） これまで東北、秋田、各市長会がありますけれども、この生活保護費の引き上げについては、私の今の記憶では議題になったことはありません。ですから、この後いろいろ他の市長さん方からも意見が出てくるかもしれませんが、そうした話もしてみたいなと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） さっき市民福祉部長も話、途中までで言ったんですが、この影響がすごく大きいということですので、何とかこれはいろんな場で声を出していく必要があると思うんです。

さっき市民福祉部長が言ったように、厚生労働省のいろんな影響の調査では、私の見た範囲では厚生労働省で25件くらい、総務省3件、公害等調査調整委員会も1件、国土交通省も影響が及ぼすというところで3件、内閣府が1件、不思議なことに防衛省もこの生活保護基準下がれば影響を受けるというのが防衛省も二つあるんです。なぜかというと、住宅の防音工事に影響がすると、こういうことで、文部科学省はさっき出たんですが、これ、厚生労働省の調査でも今ホームページで紹介しているのでも合計38件もある。こういうふうには、もちろんその中では直接にかほ市民にかかわるものがこの中の何割かということだと思んですが、こんなに影響していった最低賃金にも影響していくし、また、保育料、あるいは税金の免除、こういうことにも影響していくんで、これ機会みて何とか話にしていただきたいというふうに思います。

それじゃあ次の就学援助のことについて話をしたいと思います。

就学援助制度、そこに書いたように義務教育は無償だというふうにして憲法26条などの関係法に基づいて小・中学生のいる家庭に学用品費、入学準備金、給食費、医療費などを援助する制度であるんですが、実はこの制度、こういう細かいところまで国というか自民党政府というか、民主党もかかわったかもしれませんが、小泉首相時代に三位一体改革ということで国の補助金を削減しているんです。準要保護については国の補助金の用途を限定しないで交付税交付金に入れましたよというふうに変えているわけですから、その市町村によっては全部これに入れていくというふうにはいかないということもあって、その市町村によってはばらつきが出ているということが言えると思います。にかほ市でもね、就学援助費をもらっている該当者、ここでどのぐらいなっているかということと2010年度からクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、これをつけ加えたんですが、どうも入っていないようなので、入っているかないかも含めて答弁をお願いしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） それでは、村上議員の御質問、就学援助制度について、ここ5年間の当該者数はどうなっているのか、該当者数はどうなっているのか、また、にかほ市の就学援助費には2010年度から追加された3項目、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費が入っていないが、入れるべきではないかと、こういう御質問であります。

まず、5年間の就学援助世帯、準要保護世帯ということであります。平成20年度は86人、平成21年度は110人、平成22年度は112人、平成23年度は113人、平成24年度は121人となっております。近年の不景気や家庭事情等によって毎年増加する傾向になっております。

また、にかほ市の就学援助費の内訳には2010年度から追加された3項目、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費については、当時、検討した経緯はありましたが、加えていないのが現状であります。その理由としては、小学校のクラブ活動費や中学校の部活動費においては、クラブや部活動の種類によって活動費に差があることが挙げられますし、学校によっても違っております。したがって、一律支給にはなじまない。また、生徒会費は小学校では徴収しておりませんし、中学校も各学校によって金額が同じでないのが現状であります。PTA会費については、講演会や、あるいは会場借り上げなどの直接子供に還元するものが少ないことや会費も学校によって違ってしております。これら

のことから、この3項目については公平性に欠けるという点から準要保護の就学援助費には加えておりませんでした。

由利本荘市でも本市と同様の理由から支給されていないようですが、今後は国の生活保護基準の引き下げの状況や、あるいは他市町村の動向を見ながら研究してまいりたいと、そういうふうを考えております。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今言われたような内容で入っていないが、今後検討するというこのようです。確かにP T A会費、これは学校によってもばらばらです。例えば平沢小学校1,700円、象潟小学校2,100円、小出・院内小学校が2,000円ずつというふうにはばらつきはあります。しかし、かかっているという事です。それから、クラブも小学校の場合は調理クラブなど特殊なクラブがあるので、そこで材料費などということで集めるという場合もあるようです。それから、生徒会費については、確かに小学校は集めていないというのが普通のようなのですが、これは象潟中学校の例でいうと400円を集めているというふうには、実費というやり方もあります。給食費の場合は実費で出しているわけですから、そういうことも含めて検討すべきだと思んですが、いかがでしょうか。というのは、非常にその出費が多いです。象潟中学校の例を見ますと、3年生で1年間に5万5,000円、いろいろ項目あります。学年費、生徒会費、P T A会費、中体連、学校講演会費、補助教材、いろいろ、実力テスト10回分などというふうになって非常に集金が多いんです。ですから、こういうことを含めて、実費なども視野に入れながら今後検討できないかどうかお尋ねします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 各県内の状況もちょっと調べてみました。生徒会費については秋田市が生徒会費については平成24年度から支給しています。それから、平成25年度からは男鹿市が生徒会費について支給をまず始めたようです。今、教育長が言われたとおり、いろいろ他の市町村、そういうものの実態を含めながら教育長が言われたように研究していきたいと思っております。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今御承知のようにT D K関連の企業の閉鎖等で、さらにこれからも離職者が増えていくということなども考えて、ぜひ最低限実費でもいくというふうにすべきだと思うんです。

もう一つ、これは通告していませんけれども、市で出している就学援助費の支給の時期です。これは学用品費が年3回、新入学児童生徒学用品費が5月、通学用品費も5月というふうには支給時期も出しているんですが、修学旅行費、それから校外活動費などは実施後というふうにしてなっております。これは準要保護以外の子供からは毎月、あるいはその行事にあわせて集金すると思うんです。それに間に合うように本来は支給しておけばいいのではないかと思うわけです。もちろん学校の事情によって修学旅行などは後で支払うという学校もあれば、それはそれで間に合うわけですが、それも支給時期についても検討したらどうかなというふうには思うんですが、その点いかがでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） 当然準要保護の関係、支給時期、修学旅行とかそういう関係で申請は

いつでもできる状態になっています。それで今、後になっているか前になっているかちょっとまず私今把握していませんので、いずれやはり村上議員が言ったように、まず早めにやれる体制づくりは考えていきたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 学校の実情にあわせながら都合のいいようにしてもらいたいなということを受けながら調整していくというふうにしてもらいたいと思います。

それから、もう一つは四つ目なんですけど、お金の非常にかかるのが卒業記念アルバムというので、少ないところで1万円ちょっと超える。それから、子供の数の少ないところは2万円超えている学校もあります。これも月割りにして集金はしていくわけなんですけど、非常にこれの負担が大きいんじゃないかなというふうに思いますので、卒業記念アルバム、あるいはにかほ市では目の不自由な子供の杖に電池交換のときにお金を補助するというふうにしきめ細かな応援もしているわけですので、場合によっては眼鏡が必要だという、準要保護の子供には眼鏡の購入代、あるいは修学旅行というのは往復のバスや見学科、宿泊費以外に、実はそのときにどうしてもかばんが必要になってくるとか、靴が必要になってくると、そういうことも出てくると思うんです。ですから、今ここですぐ実施するしないということよりは、今後、卒業記念アルバム、あるいは眼鏡、修学旅行準備金などを検討するようにしたらどうかということ、実はにかほ市の場合のこの準要保護の該当基準といえいいですか、生活保護の1.2倍未満というふう聞いております。ですが、その市によっては、例えば新潟市では生活保護基準の1.3倍未満までとか、あるいはもうちょっと区分を細かくして、支給の対象も書いているというところもありますし、三重県の松坂市というところでは生活保護基準の1.4倍未満というふうにもしております。そういうこととアルバム、眼鏡、修学旅行準備金などを含めて検討してみたらどうかというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

●議長（佐藤文昭君） 教育長。

●教育長（渡辺徹君） 今の御質問、卒業記念アルバム、眼鏡の購入代、修学旅行準備金などの独自上乘せや該当基準を引き上げることなどを検討したらどうかと、こういうことでありますが、まず卒業アルバムでありますけど、これについては基本的には一応全員購入しているというのが現状でありますけど、希望制としている学校もあります。また、途中で転校してきた、転入してきた場合は購入しない場合もあります。したがって、購入が強制されているわけではないのであります。

眼鏡の購入については、準要保護の子供全員が購入するものでもありません。

それから、修学旅行準備金についてですが、現行制度では交通費とか宿泊費など、修学旅行費を援助しております。さらに修学旅行に使うバッグとか靴とか、こういうものも援助したらどうかということですが、実は現在の修学旅行は観光旅行的な発想ではなくて、日々の学習の延長としての位置づけがなされております。したがって、バッグとか靴とか着る物などもふだん使っているものをそのまま使うような指導がなされております。そのため、修学旅行の準備のために改めて買い与えるようなものは、今ほとんどないのであります。

したがって、一律に補助することの不公平さや、あるいは親の負担をできるだけ軽減させようとする現在の学校の取り組みを勘案すると、卒業アルバム、眼鏡の購入代、修学旅行準備金の3

点については、市で独自に上乘せすることや基準を引き上げるとは、現状では考えておりません。状況を踏まえて判断していくと、こういうことになろうと思います。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今話聞いて、卒業記念アルバムは全員購入の強制ではないと言いますが、これ子供の立場に立ったら、なくてもいいやというふうに思う子供がそんないるかなというふうに疑問に思います。転入してきた場合は、ちょっと条件は違うかもしれませんが、ずっと長年一緒に生活してきて、アルバムをみんなほとんど購入するということに取り残された格好になるというのはかわいそうじゃないかなというふうに思うので、今のところ検討しないというけれども、今後その支給時期などの検討も含めて、やはり何かの折に検討課題としていくべきだというふうに思いますので、それは答弁をもらわないで要望というふうにしておきます。

次の、仁賀保中学校の体育館の暖房について、4項目挙げていますが、これは一つ一つ分けるまでもないという感じですので、答弁の都合によっては①、②、③、④、あるいは①と②をまとめるのか、③と④をまとめるとかでも結構だと思いますが、一応調査結果とその対応、それから暖房機の改良がその結果必要なかどうか、必要だとすると費用はどうか、それから、その辺の——まず①、②をまとめて質問します。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育長。

【教育長（渡辺徹君）登壇】

●教育長（渡辺徹君） 仁賀保中学校の体育館の暖房、この扱いについては次長がお答えいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、教育次長。

●教育次長（武藤一男君） そうすれば、①番、②番、合わせて答弁させていただきます。

仁賀保中学校の暖房の調査結果とその対応ですが、実際に温度がどのように変化するかということで確認するために昨年12月6日に調査を行いました。仁賀保中学校の暖房機を運転して体育館内の5ヵ所に温度計を設置し、3時間後の温度をデータ収集しております。当日、外気温が4度C前後に対して3時間後に約17度Cでした。体育館では、アリーナ全体の空間温度を教室のように上げるのはまず不可能であり、暖房機の熱が伝わる範囲での輻射熱を測定したものです。17度C程度とのことから、そんなに寒さは感じられませんでした。バスケットゴール下に暖房機が設置されていませんので、必然的にその付近に熱は伝わりにくいと考えられます。したがって、その隙間の箇所へ補助的な暖房設備を検討し、2月14日に2台導入いたしました。この機器は現在の機器と同様の遠赤外線放射暖房機で可動式のものであります。ちなみに、まずこれを利用して仁賀保中学校で3月2日午後から卒業式の予行練習を実施しております。その卒業式本番を想定してその2台の暖房機を含め運転しております。当日は冬型の気圧配置で大荒れでした。教育委員会職員も立ち会いをしております。学校側の報告では、以前より温かみがあるように感じられ、暖房効果はあったと報告を受けております。

それから、②番目の暖房機の改良等が必要か、費用はどのようになるかということですが、設置済みの機器は平成23年8月に燃料パイプの改良等を行っておりますが、これ以上の改善を考えた

場合、配管など根本から改善が必要となります。このことから、総熱量をアップするには暖房機を増設することが有効と考えられます。壁にはバスケットリングが設置されており、新たに固定式の暖房機の取り付けはバランス的にも無理と判断し、今後のことを考慮し、床置きで可動式のタイプを導入することとしました。費用についてですが、生徒のことを気づかい、設計業者より暖房機2台を寄贈していただいたもので、費用は発生しておりません。

①番、②番は以上です。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 引き渡し後の暖房の対応というのは、今話したことで大体入っているというふうに思います。

③番目と④番目の引き渡しの関係なんです、費用が発生していなければいいという、結果的にはそうなのかもしれませんが、去年あたり小学校から中学校に行く生徒、子供、それから保護者の説明会を体育館でやったら大変寒くて、親のほうから不評を買ったという話だったようです。それで今回はランチルームですか、そこで説明しているんですが、やはり暖房は不十分だということが明らかです。引き渡しを受けたときに私は問題だと思うのは、このような暖房でもいいとって引き受けたのかどうか、というのは今後も何かいろんな建造物、あるいは何かそういうものができたときの引き渡しの受けとめ方、これが問題として残らなければいいんですけども、今回の仁賀保中学校の場合は建ててから3年もなっているのにこういう状態なんです。暖房機の寄贈を受けたからいいというのではなくて、やはりその受けるときに、これではだめだというふうにして改善をさせてからもらうと、こういうふうなことが必要だというふうに思うんですが、その点について答弁準備なければいいんですが、こういうことはやはりしっかりしなきゃいけないんじゃないかというふうに思って質問します。答弁があったらお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 教育次長。

●教育次長（武藤一男君） まず、さきに私、仁賀保中学校の暖房機を「象潟中学校」と言いましたので、訂正させていただきます。（該当箇所訂正済み）

それから、その引き渡しを受けたということですが、まず今回工事契約、建築本体と、それから電気設備、機械設備、それぞれ契約しております。工事の完成後のまず保証条件ですが、まず完成後2年以内には故障等が発生した場合は、まず無償で修理が可能です。特別な箇所の場合は10年というのもありますけれども、今回の工事は設計業者が自分で手がけた本荘南中学校、それから秋田北中学校を参考に設計しており、仕様書のとおり完成しております。まずそういうことで体育館の温度が何度Cと基準というのはまず正直ないものですから、それをまず参考にしてやっております。それをまず実質やっていますので、保証には当たらないわけですがけれども、今言ったようにやはり地域からの声がありまして、直に自分でも確認してこういうふうな結果に至っております。以上でございます。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 今後もあることですから、しっかりした引き渡しを受けるというふうにしてもらいたいというふうに思います。

三つ目の証明書の自動交付機の設置なんですけど、これは秋田市、東成瀬村ですか、そして潟上市というふうに自動交付機がつけられているようですが、時間の関係もありますから一度にまとめてメリット・デメリットをどのように考えているかということと、この設置についての検討、これまででしたかしないかというふうなこともお願いします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） ただいまの質問については、担当の部長等からお答えをさせます。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、総務部長。

●総務部長（森鉄也君） 証明書の自動交付機によるメリットでございますが、一つ目としましては、土曜日・日曜日、あるいは通常の間外でも各種証明書が取得可能になり、住民サービスの向上が図られるということが挙げられると思います。また、二つ目といたしまして、通常時間内でも窓口での証明書・申請書の記入、本人確認などの手続が不要になり、交付時間が短縮されるということなどが考えられるところでございます。

一方、デメリットといたしましては、導入費用と導入後の保守費用等に多額の費用がかかる反面、発行頻度は全体証明書発行数の約1割程度と予想されておりますので、費用対効果等から見ますと非常に薄いこと、あるいは手数料、つり銭の管理面などの問題が発生することなどが挙げられます。

ちなみに、潟上市では平成22年度に住民票等の自動交付機を約6,000万円で導入いたしまして、平成24年度に戸籍関係の証明書交付のため1,000万円を追加しております。現在、年間の保守管理料に670万円を費やしているようでございます。

また、②番に関連しますが、にかほ市におきましても平成22年度事業実施計画時に自動交付機の検討をしております。その際には高額な導入費用、それから保守費用を勘案しまして実施には至らなかったものでございます。しかし、ITを活用した各種証明書の発行には、住民サービスの向上と自治体事務の効率化を図る上でも有効な事業と考えておまして、今後はマイナンバー制度の導入、国・県の財政支援等も勘案しながら、カードの多目的利活用などとあわせて自動交付機より安価なコンビニ交付の導入を検討していきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤文昭君） 村上次郎議員。

●1番（村上次郎君） 私も問い合わせたら自動交付機6,000万円というのと、システムの保守に400万円とか、機械をまた入れたりして300万円プラス700万円とかという費用を聞いております。住民基本台帳カード、これは国全体、政府が今やろうとしているマイナンバー制度そのものには疑義がありますので、そういう面からはちょっと進めるのはどうかなというふうな思いはあります。費用対効果のこともいろいろ検討してそうだとすれば、それで今後の課題にするということで結構だと思うんですが、実はこの戸籍抄本・謄本、これ取るにしても法務局との折衝といえいいですか、交渉というか、これも非常に難儀したという話は聞いておりますので、今後の課題にしてもらえばいいのではないかというふうに思って質問を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これで、1番村上次郎議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。
どうも大変御苦労さまでした。

午後2時48分 散 会
